

民生福祉常任委員会記録

平成29年12月7日

【開催日】 平成29年12月7日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後2時47分

【出席委員】

委員長	吉永美子	副委員長	山田伸幸
委員	大井淳一朗	委員	杉本保喜
委員	恒松恵子	委員	松尾数則
委員	矢田松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	議員	森山喜久
----	-----	----	------

【執行部出席者】

副市長	古川博三		
健康福祉部長	岩本良治	健康福祉部次長兼障害福祉課長	兼本裕子
国保年金課長	桶谷一博	国保年金課主幹	安重賢治
国保年金課国保係長	石田由記子	国保年金課収納係長	山田幸生
国保年金課年金高齢医療係長	三隅貴恵	国保年金課特定健診係長	岡崎さゆり
高齢福祉課長	吉岡忠司	高齢福祉課主幹	塚本晃子
高齢福祉課技監	尾山貴子	高齢福祉課課長補佐	河上雄治
高齢福祉課主査	石井尚子	高齢福祉課高齢福祉係長	古谷雅俊
高齢福祉課介護保険係長	篠原紀子	高齢福祉課地域包括支援センター所長	荒川智美
こども福祉課長	川崎浩美	こども福祉課課長補佐	大濱史久
こども福祉課主査兼子育て支援係長	別府隆行	健康増進課長	岩佐清彦
健康増進課技監	河野静恵	健康増進課母子保健係長	大海弘美
社会福祉課長	渡部勝也	社会福祉課課長補佐	池田康雄
社会福祉課地域福祉係長	桑原睦		
病院事業管理者	河合伸也	病院局事務部長	堀川順生
病院局総務課長	岡原一恵	病院局総務課主幹	和氣康隆
病院局総務課主査兼経理係長	藤本義忠	病院局総務課経理係主任	村上陽子
病院局医事課長	山根和美	病院局医事課医事係長	佐々木秀樹
市民生活部長	城戸信之	市民生活部次長兼環境課長	深井篤
環境課課長補佐	湯浅隆		
企画課長	河口修司	企画課行革推進係長	佐貫政彰

【事務局出席者】

事務局長	中村 聡	議事係書記	原川 寛子
------	------	-------	-------

【付議事項】

- 1 議案第85号 平成29年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について（国保）
- 2 議案第87号 平成29年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について（国保）
- 3 議案第86号 平成29年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第2回）について（高齢）
- 4 議案第98号 山陽小野田市子育て総合支援センター条例の制定について（こども）
- 5 議案第100号 山陽小野田市斎場の指定管理者の指定について（環境）
- 6 議案第101号 山陽小野田市中央福祉センターの指定管理者の指定について（社福）
- 7 議案第92号 平成29年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第1回）について（病院）
- 8 閉会中の継続調査事項について

午前9時 開会

吉永美子委員長 ただいまより、民生福祉常任委員会を開会します。本日は、お手元の審査日程のとおり進めていきます。それでは、審査項目の1番目、議案第85号平成29年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について執行部の説明をお願いします。

桶谷国保年金課長 それでは、議案第85号平成29年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について説明します。今回の補正の

主なものは、平成28年度決算の歳計剰余金を基金に積み立てるほか、各事業費と人件費については、決算を見込んで予算額を調整するものです。

予算書の1ページをお願いします。歳入歳出とも2億2,006万2,000円を追加し、総額を85億7,365万7,000円とするものです。

それでは、慣例により歳出から説明します。11、12ページをお願いします。上段1款1項1目一般管理費については、一般職員等14名の人件費の調整と12節役務費において被保険者証を郵送するための通信運搬費19万6,000円を計上しています。この郵送経費は、平成30年度からの国民健康保険県広域化に伴い、国民健康保険被保険者証の様式が変更となるため、被保険者証の切替え時期である平成30年2月から3月に、新規に国保に加入された世帯に対し、平成30年4月からの新しい被保険者証を郵送するためのものです。当初、予算編成段階では、平成30年2月から3月に新規に国保に加入された世帯については、窓口で現行制度での3月末日までの被保険者証と平成30年4月からの新しい被保険者証の2種類をお渡しする計画でいました。しかしながら、この2種類の被保険者証を同時に発行する場合、電算システム上の切替え作業が必要となり、事務処理が複雑になることが判明しました。そのため、窓口でお待ちいただく時間や事務処理の正確性を考慮し、4月からの新しい被保険者証については、後日、加入者に郵送することとし、これら経費を補正予算に計上するものです。続いて、下段1款3項1目運営協議会費では、国民健康保険運営協議会1回分の委員報酬を追加計上しています。平成30年度からの県広域化を間近に控え、今後の国県、そして、本市での作業スケジュールや運営協議会で協議する内容等を踏まえた結果、今後2回の開催が必要と考え、このたび増額補正をするものです。

次に、13、14ページをお願いします。上段2款1項療養諸費は歳出予算の補正はなく、保険料等歳入予算の補正に伴う財源内訳の補正です。なお、保険給付費の決算見込みに係る予算調整は冬場のインフルエンザの流行周期などを踏まえ、例年どおり3月補正で対応したいと考えています。続いて、中段からですが、3款1項1目後期高齢者支援金は215万2,000円減額し、次の4款1項1目前期高齢者納付金は2万8,000円増額するものです。これらはいずれも額の確定によるものです。

次に、15、16ページをお願いします。上段6款1項1目介護納付金は240万7,000円減額しています。これも同じく額の確定によるものです。続いて、中段、9款1項1目基金積立金は2億2,464万8,000円増額しています。この主な財源は、平成28年度決算の歳計剰余金で、医療費対策調整分として基金に積み立てます。今回の積立てにより、基金残高見込みは7億9,320万6,619円となります。続いて、下段、10款1項3目過年度支出金は91万3,000円増額しています。これは、平成28年度療養給付費国庫負担金等の精算によるものです。

次に歳入について説明します。ページは戻って7、8ページをお願いします。上段、1款1項国民健康保険料については、9月末の保険料の調定額にそれぞれ見込みの収納率を乗じて、決算見込額を算出し、当初予算との差額を計上しています。1款1項1目一般被保険者国民健康保険料は、1節の医療給付費現年度分で2,100万3,000円、2節後期高齢者支援金分現年度分で1,659万4,000円、3節介護納付金現年度分で428万5,000円の減額となっています。また、2目退職被保険者等国民健康保険料は、1節医療給付費現年度分で385万6,000円、2節後期高齢者支援金分現年度分で125万円、3節介護納付金現年度分で231万9,000円の減額となっています。これら保険料減額の主な要因は、今年度保険料率を下げたことによるものです。続いて、中段4款1項1目療養給付費国庫負担金は、平成28年度事業の精算に伴い、71万円の追加交付を受けるものです。続いて、下段5款1項1目療養給付費交付金も平成28年度事業の精算に伴い、12万円の追加交付を受けるものです。

続いて、9、10ページをお願いします。上段、6款1項1目前期高齢者交付金は額が確定したことにより、125万1,000円増額するものです。続いて、中段10款1項1目一般会計繰入金は、1節保険基盤安定繰入金保険料軽減分で1,064万7,000円の減額。2節保険基盤安定繰入金保険者支援分で455万3,000円の減額となっています。これらは、いずれも額の確定によるもので、減額の主な要因は、今年度保険料率を下げたことによるものです。3節職員給与費等繰入金は26万4,000円の減額。6節その他一般会計繰入金は国民健康保険負担軽減対策繰入金を32万8,000円増額するものです。これは、県と市町が共同で実施している福祉医療費助成事業に伴う平成28年度の国庫負担金減額相当額と県の助成額が確定しましたので、一般会計からの

繰入金を調整するものです。通称、カク福事業のペナルティーの補填と言われているもので、国庫負担金減額相当額を県と市の一般会計がそれぞれ2分の1負担し、国保特会に繰入れするものです。県の助成額は市の一般会計で歳入されます。最後に下段、11款1項1目繰越金は、平成28年度決算認定を受けて2億8,242万4,000円増額するものです。

吉永美子委員長 執行部の説明が終わりましたので、皆様からの質疑を受けたいと思います。それでは、まず、歳出からやりたいと思います。11、12ページ。

杉本保喜委員 役務費のところの通信運搬費は、予算立てするときは何名という予想をして立てたんですか。つまり、最初の人数と今回の人数との変化があったんですか。

桶谷国保年金課長 当初予算を編成する段階のお話になりますが、通常予算を組むときに毎年のことですが、2月、3月に新たに国民健康保険に加入された方については、基本的には年度末が有効期限となりますが、そうした場合にまた4月からの新しい保険証を交付するということとなりますので、例年の処理ですとそういった2月、3月に新たに国保に加入された方については、有効期限を長くして1年2か月とか1年3か月といった1年以上を有効期限とする保険証を交付していました。件数については、大体例年500件です。

矢田松夫委員 運営協議会の報酬の関係ですが、報酬からいくと今一番大事な県への移行の中であと1回分しかないんですよ。これで、大丈夫かどうかなのか。

桶谷国保年金課長 運営協議会の開催ですが、当初予算で2回開催分の予算を計上しています。既に今までに1回ほど開催していますので、現行の予算ではもう一回開催する予算があります。それに加えて、この12月の補正において、更にもう一回追加をするということで、今後の予定としては2回開催をするということです。

矢田松夫委員 説明はさっき聞いたから分かるけど、それで大丈夫かというこ

とです。今、大事な時期で。

桶谷国保年金課長 これまでも、運営協議会の中においては、広域化に関する議題も出して皆様方に説明や意見等も頂いていますので、今後2回の開催で十分説明したいと思っています。

山田伸幸副委員長 4月以降は、この国保運協はどういう形になるんですか。

桶谷国保年金課長 市町に設置される国民健康保険の運営協議会については、従来どおりそれぞれの市町で開催をしていくことになります。

大井淳一郎委員 その協議会の中身ですよ。広域化によって役割も変わってくるのではないかと思うんですが、変更とかあるんですか。

桶谷国保年金課長 県においても既に運営協議会が設置されて、これまで既に2回開催し、協議しているところです。県の運営協議会の果たす役割と、市町に設置される従来からの運営協議会の役割に若干違いが出てきています。県に設置されている運営協議会については、主に事業費納付金や県の国民健康保険の運営方針を中心に協議をされていくと聞いています。一方、従来から市町に設置をされています運営協議会については、従来どおり、賦課や徴収、その他保険事業について協議をするということになっています。

大井淳一郎委員 30年度以降は大体2回程度ということで、回数は特に変わらないということですか。

桶谷国保年金課長 現在のところ、年2回を予定しています。

吉永美子委員長 協議会は年2回、2月と8月に行われてきたんですかね。2月が全員参加で、8月は欠席がいたんですね。要は、早く分かっているわけだから全員に参加してもらえるように、スケジュールはちゃんとしてもらえますよねということを申し上げましたが、今追加をされて、新たにまた大切な協議をしていこうというところですので、当然ながら、全員参加に取り組んでいくということによろしいですね。

桶谷国保年金課長 日程調整については、国民健康保険運営協議会の重要性に鑑みまして、最大限の努力をしていきたいと考えています。

吉永美子委員長 だから、最大限というのは、全員が出られるということでスケジュールをきちんとしてくださいと申し上げています。

山田伸幸副委員長 もう既に、来年度の大体の目安の保険料というのを示されていますよね。それについては、協議会の皆さんにはお知らせとか、今後の見込みとかはもう伝えられているんですか。

桶谷国保年金課長 9月に県が試算として公表しています平成30年度ベースでの保険料率があります。これについては、本市の国民健康保険の運営委員の皆様にはまだお知らせをしていない状況ですので、今後開催日程が決まりましたらその前に会議資料としてお渡しする資料の中でその資料を入れることとしています。

吉永美子委員長 次の13、14ページはありますか。

山田伸幸副委員長 インフルエンザの問題が出されました。今年も早くからいろいろニュース等に出ているんですが、本市の発生状況等は今のところどのようになっていますか。

桶谷国保年金課長 本市では今のところまだ発生していないと認識をしています。正確な情報がちょっとまだ入ってきません。

吉永美子委員長 15、16ページありますか。

山田伸幸副委員長 先ほど簡単に説明がされました2億8,000万円の剰余金に対して2億2,000万円を積み立てていくということですが、繰越金に対して差額が6,000万ぐらいありましたよね。その辺を説明してください。

桶谷国保年金課長 基金の積立額と28年度決算に伴う歳計剰余金の差額分については、保険料を下げたその財源に充てている状況です。

大井淳一郎委員 基金の積立てですが、平成30年度以降の広域化に向けて、積立て方というか、積立ての意義も含めて何か変動があるんですか。

桶谷国保年金課長 基金の積立て方については、今後も大きく変更はないと認識をしています。現在我々が国民健康保険へ基金を積み立てる場合の留意事項としましては、平成12年に国が示した積立ての基準というのがあります。それが、現在も生きていまして、今後、新たに国から指針等が出れば別ですけど、今のところそういった情報も入っていませんので、今後も引き続き、それぞれ市町の判断において基金の積立て、取崩しは行われるものと認識しています。

山田伸幸副委員長 基準と言われたんですが、簡単でいいですから内容を説明してください。

桶谷国保年金課長 基金の積立ての基準については、基本的には、基金の保有額については、過去3年間における保険給付費の平均の年額の5%以上というのが一つの指針になっています。

山田伸幸副委員長 今言われた基準に照らし合わせると金額は幾らぐらいになるんですか。

桶谷国保年金課長 保有率という言い方をしますが、この保有率については28年度末で12.3%です。

大井淳一郎委員 5%程度という基準に対して12、積み立てるということですけども、従来から言われているように、そこまで積み立てなくても保険料に反映させればいいんじゃないかという指摘があると思うんですが、これだけ積み立てていく理由と今後も大体この12%程度積み立てていく考えなのかについてお答えください。

桶谷国保年金課長 本市の医療給付の状況ですが、県内でも医療水準としては高いほうの状況と認識をしています。今後、団塊の世代の方が70歳を超えて75歳になる間、この年代層というのが、一番医療費が増こうする世代ですので、それに備えたいという思いもあります。それと加えて、本市の特徴としまして、前期高齢者の加入割合が県内他市に比べて高い

という特色があります。さらに、今後国民健康保険に加入されるであろう現在他の保険に入っている方、例えば協会けんぽに入っている方の本市の医療の給付状況等を分析しますと非常に高い状況にありますので、そういったことを総合的に勘案すると、現在の本市における基金の保有高は決して高くはないと認識をしています。

吉永美子委員長 歳入の7、8ページ。9、10ページ。

山田伸幸副委員長 その他一般会計繰入金のところ、軽減対策をやられて、市民としてはうれしいんですけど、議長会とか、市町村会等で国が課しているペナルティーに対して、やめるようにという提言がたしか出されていたと思うんですけど、それに対する何か国の方針というのは示されているんですか。

桶谷国保年金課長 昨年12月の末に決定をしたことですが、平成30年度からは、このペナルティーは課さないという方針が国で示されています。

吉永美子委員長 あえて言わせてもらえば、子育て支援の別の生かすというのが国の考えのようですから、しっかり活用してください。

山田伸幸副委員長 それでは、現在このペナルティー分というのは、本市でいうとどの程度になっているんですか。

桶谷国保年金課長 このペナルティーについては、1年遅れて精算をするという仕組みになっています。今年度平成29年度の精算については、内容としては、平成28年度の内容になります。ペナルティーの総額としては、2,820万程度、大体毎年3,000万前後ぐらいという形で推移をしています。

吉永美子委員長 ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようですので、歳入は終わりたいと思います。それでは、質疑が終わったようですので、討論に入りたいと思います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、採決に入りたいと思います。議案第85号平成29年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

吉永美子委員長 全員賛成。議案第85号は可決すべきものと決定しました。

では、引き続き議案第87号平成29年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)について審査をします。執行部の説明をお願いします。

安重国保年金課主幹 それでは、議案第87号平成29年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)について説明します。今回の補正の主なものは、平成28年度決算の歳計剰余金を調整するとともに決算を見込んで人件費を調整するものです。

予算書の1ページをお願いします。歳入歳出とも190万8,000円を増額し、総額を10億4,535万6,000円とするものです。

歳出から説明します。7、8ページをお願いします。1款1項1目一般管理費は、一般職員2名に係る人件費調整160万2,000円の増額、それから備品購入費70万3,000円の減額、計89万9,000円の増額となっています。この備品購入費については、31年4月から本格運用される広域連合次期標準システムへの対応準備として、本市増設分の端末1台の更新を計上していたものです。しかしながら、本年度市側端末を導入すると基本ソフトの関係で新システムにおいて不具合が発生するおそれがある旨、本年9月に広域連合から通知がありました。このため、今回は機器更新を見送ることとし、来年度予算で改めて計上しようとするものです。他市においても同様の対応と広域連合から聞いているところです。それから、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、予算調整として40万5,000円増額しています。3款1項1目保険料還付金については、9、10ページをお願いします。本件については、本年の3月定例会の委員会において報告しているところですが、厚生労働省が作成した広域連合電算処理システムの保険料の軽減判定について、制度発足当初から誤りがあったことが28年12月に公表されました。これに伴い修正賦課を行い、本市においても本年4月、該当被保険者宅を私どもがお伺いしましておわびの上、過納分を還付したところです。今回、当該額相当の保険料を過誤納還付金52万円、還付加算金8万4,000円、計60万4,000円を増額するものです。なお、その後更に4月ですけれども、修正賦課対象者を抽出するプログラム自体に

も誤りがあったために、再度、修正賦課を行う旨、厚生労働省から通知がありました。現在、その対応に着手したところです。歳出については以上です。

次に歳入について説明します。5、6ページをお願いします。3款1項1目事務費等繰入金89万9,000円の増額は、歳出で説明した一般管理費の増額に対応するものです。4款1項1目繰越金は、平成28年度決算認定を受けて40万5,000円増額するものです。5款2項1目保険料還付金52万円、2目還付加算金8万4,000円の増額は先ほど歳出で説明しました保険料軽減誤りに係る還付金について、広域連合から補填されるものです。

吉永美子委員長 それでは、歳出から入りたいと思います。歳出全般でありますか。7、8、9ページですね。

山田伸幸副委員長 本来なら保険者として、あってはならないような過誤があったということです。最初に出てきたのを、端末を導入する予定を急ぎよ取りやめるということで、70万3,000円の減額が出ているんですが、当初、広域連合が指示をして予算計上していたということですよね。

安重国保年金課主幹 はい、そのとおりです。

山田伸幸副委員長 この広域連合のシステムは、国から下ろされてきたものだと思うんですけど、ということは、そもそも国のシステム自体にそういう不具合があったということですか。

安重国保年金課主幹 プログラムの誤りとか、そういったものではありませんで、ちょっと詳しく言いますと、次期システムが導入されるのが、平成31年度の4月からとなっています。そして、平成30年の10月から31年の3月末までの間は、旧システムと新システムが併存して動くという状況です。当初、予定していたときは、基本システムというのは、OSですけども、ウインドウズのバージョンですが、同じままでいくような想定でいたところですが、実は、次期システムにおいては、OSがバージョンが上になるということが後になって中央会から下りてきたということで、旧システムの走っている時点で次期システムに対応するための端末を入れてしまうと新システムに移行するときにバージョンを上

げないといけないと。そのときに、システムが入っている状態でOSをバージョンアップしてしまうと、バージョンアップする時点でお金が余分に掛かるというのが一つ。それから、バージョンアップしたときに、果たしてそのOSを変えたときに何か不具合が出ないとも限らないということで、特に金額もですが、きちんと動かないと怖いですから、30年の10月から31年の3月までの新システムが完全移行の前の併存が動き始める30年の10月以降に新OSを初めから入れた端末を導入したのが一番安全策であろうということで、これを30年の10月以降にするために延期をするものです。システム上の問題ではありませんで、次のバージョンが上になるんだよという周知が、ちょっと遅れたということでした。

杉本保喜委員 そうすると、30年、31年の間の新旧稼働状況の中で、予算額というものを立てるときに、今回の備品購入費の70万3,000円のレベルではないということが予想されるんですか。

安重国保年金課主幹 はい、基本的には同じです。ただ、多少何か変わる可能性もあるので、少し余裕を持って計上をしています。次期の仕様書がまだ来ていませんので、そういう関係で。基本的には一緒です。

吉永美子委員長 歳出ありますか。

山田伸幸副委員長 保険料の過誤の還付金が52万円、加算金が8万4,000円発生しているわけですが、どういう計算で8万4,000円となるんですか。通常であれば、市民が市民税等を納付し遅れたときは14.7%とか掛けられているんですけど。その辺は、どうなってこの8万4,000円となっているんですか。

三隅国保年金課年金高齢医療係長 計算方法などは税法上と同じような計算をするんですが、このたび後期高齢者が開設した当初、平成20年からの還付が生じていまして、お一人の還付金が全体には大きい、普通の税などでは5年遡ると思うんですが、それ以上遡る方もいるために還付金が大きくなっていると思われます。

山田伸幸副委員長 これは、何人の方ですか。

三隅国保年金課年金高齢医療係長 まだこれから発生する可能性は高いんですけども、4月の時点で確定している還付者は全部で17名になっています。

吉永美子委員長 先ほど、1件1件、おわびに行かれたということで、特にトラブルはなかったですか。

安重国保年金課主幹 課長と私と三隅係長と3人で各お宅を回りまして、特にお叱りを受けるということではなくて、理解してもらったところです。

吉永美子委員長 歳入全般ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、質疑を閉じたいと思います。それでは、討論ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。では、議案第87号平成29年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

吉永美子委員長 全員賛成。議案第87号は可決すべきものと認めました。それでは、ここで職員入替えのため45分まで休憩します。

午前9時40分 休憩

午前9時45分 再開

吉永美子委員長 それでは、休憩を閉じまして、民生福祉常任委員会を再開します。審査内容3番目、議案第86号平成29年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第2回）について審査をします。執行部からの説明をお願いします。

吉岡高齢福祉課長 それでは、議案第86号平成29年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第2回）について説明をします。

まず、歳出から説明します。議案の10、11ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費を人件費の調整により

714万9,000円減額。12節手数料を国保連合会の共同処理手数料等の決算見込みにより91万2,000円増額。13節委託料を介護保険制度の改正に伴い、調整交付金における年齢区分の細分化、更新認定有効期間の上限の延長、介護報酬の基準等が改正されるため、介護保険基幹システムの開発委託料として324万増額します。2款保険給付費1項介護サービス諸費1目介護サービス諸費19節負担金、補助及び交付金は、平成29年度の決算見込み2,000万円減額します。

12、13ページをお開きください。4項高額介護サービス等諸費1目高額介護サービス給付費19節負担金、補助金及び交付金を同じく平成29年度の決算を見込み、700万円増額します。3款地域支援事業費1項介護予防・生活支援サービス事業費1目介護予防・生活支援サービス事業費を人件費の調整により373万8,000円増額。3項包括的支援事業・任意事業費1目任意事業費も同じく人件費の調整により24万8,000円増額します。

14、15ページをお開きください。2目包括的支援事業費も同じく人件費の調整により161万7,000円増額します。4款基金積立金1項基金積立金1目基金積立金1億2,100万2,000円の増額は、平成28年度の給付費の精算に伴う剰余金を介護給付費準備基金に積み立てるものです。

16、17ページをお開きください。5款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金3,698万円の増額は、平成28年度の給付費の精算に伴い国、県の超過交付金を返還するための償還金です。内訳は、介護給付費の国庫負担金が1,674万3,889円、県負担金が640万56円、地域支援事業費の国庫負担金が922万4,780円、県負担金が461万635円です。

続いて歳入に入ります。6、7ページをお開きください。3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費国庫負担金は、平成29年度保険給付の決算見込みにより260万円減額します。同じく保険給付の決算見込み及び地域支援事業費の人件費の調整により2項国庫補助金1目調整交付金を65万9,000円減額、2目地域支援事業費調整交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）を人件費の調整により7万4,000円増額。3目地域支援事業費（その他地域支援事業）を同じく人件費の調整により、44万5,000円増額。4目介護保険事業費は歳出で説明しました介護保険制度改正に伴うシステム開発委託料の補助金で98万円を増額します。4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交

付金は保険給付の決算見込みにより、364万円減額。1目地域支援事業費交付金は人件費の調整により10万4,000円増額します。5款県支出金1項県負担金1目介護給付費県負担金は保険給付の決算見込みにより162万5,000円減額します。

8、9ページをお開きください。2項1目地域支援事業費交付金（介護予防・日常生活総合事業）は、人件費の調整により4万6,000円の増額。2目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）も同じく人件費の調整により22万2,000円増額します。7款繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金は、保険給付の決算見込みにより162万5,000円の減額。2目地域支援事業費繰入金は人件費の調整により26万8,000円の増額。3目その他一般会計繰入金は、平成28年度事務費繰入金の精算及び人件費の調整により、661万9,000円減額します。7款繰入金2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金は、保険給付の決算見込みにより249万6,000円減額します。8款繰越金1項繰越金1目繰越金の1億6,471万3,000円の増額は、9月議会で決算認定をいただきました平成28年度の繰越金になります。結果、歳入歳出とも1億4,758万8,000円の追加となり、予算総額は63億2,166万6,000円となりました。

吉永美子委員長 執行部の説明が終わりましたので、皆様から質疑を受けたいと思います。それでは、まず歳出の10、11ページありますか。

大井淳一郎委員 保険給付費の介護サービス諸費で居宅介護が5,000万円減額した理由と地域密着型が3,000万円増額した理由についてお答えください。

河上高齢福祉課課長補佐 居宅介護サービス費が減額し、地域密着型サービスが増額しているのは決算見込みになりますが、理由としましては、平成28年度に制度改正が行われ、この内容が居宅介護サービス費における通所介護サービスは、定員18名以下の事業所が地域密着型通所介護という名称に変わり、支出費目も居宅介護サービス給付費から地域密着型介護予防サービス給付費に変わることとなりました。平成28年度はそういった形で進めていましたが、当初見込んでいた通所介護よりもこの地域密着型、少数の通所介護のほうが、利用が多かったというところが原因となります。

山田伸幸副委員長　なかなか制度的に分かりにくいところですけど、居宅介護サービス給付費と地域密着型介護サービス給付費、具体的にどういう違いがあるんですか。分かりやすく説明をしてください。

河上高齢福祉課課長補佐　居宅介護サービス給付費というのは、基本的に在宅における介護サービス費が対象となります。代表的なものが先ほども申し上げました通所介護、通称デイサービスというものです。また、訪問介護、これもホームヘルプというものになりますが、こういったものが該当となります。このサービスの指定権者が県となります。それから、地域密着型介護サービス給付費においても、一部在宅の介護が含まれていますが、市が指定権者となるサービスになり、代表的なものが、先ほども申し上げました平成28年度からは、地域密着型通所介護という定員18名以下の小規模のデイサービス、それから、認知症対応型共同生活介護、通称グループホーム、こういったものが地域密着型介護サービス給付の中のサービスとして含まれています。

山田伸幸副委員長　地域密着型ということで、小規模の事業者が多いわけですが、全国的に見ると経営難に陥って閉鎖というのが相次ぐんですけど、本市ではそういった状況というのは生まれていないんですか。

河上高齢福祉課課長補佐　経営難ということで閉鎖される事業所は、本市では聞いていません。

山田伸幸副委員長　それと人員の確保が非常に難しいということですけど、その点ではいかがですか。

河上高齢福祉課課長補佐　人員の確保については、地域密着型サービスのみならず、その他の介護事業所、いろいろ苦慮しているところです。これらをどうにか対応していかないといけないと考えていますが、現在のところ、特別な策があるわけではありません。県の介護職員の初任者研修等を活用する中で、確保というのにはなかなか難しいんですが、研修等を受講してもらって介護職員の資質の向上に努めていきたいと考えています。

山田伸幸副委員長 その辺のところ、私もよく聞いていまして、やっぱり処遇改善が一番の今の大きな課題だろうと。来年度については、国が特別に予算措置をしようとしているわけですが、これが改善されないと地域密着型サービスそのものが非常に使いにくいサービスになってくるのではないかなと思っています。その辺でやはり国が示してきた、報酬を少し上げるんですかね、その辺が効果を示せばいいんですけど。今、事業者の中では、私は一部から聞いていたんですけど、人員の確保が経営難にもそのままつながっていると思っていたんですけど、実際に本市のつかんでいる状況は、こういった感じですか。

河上高齢福祉課課長補佐 処遇改善については、介護保険の制度上で、一定の基準を満たした事業所に、処遇改善加算という加算制度があります。この加算は、その事業所が職員の研修を行ったり、スキルアップあるいはキャリアアップのための制度を設けていたりという基準になっていまして、それぞれのサービスによって金額が変わってくるんですが、この部分においては、やはり職員の確保につながるであろうという中で、先ほど申し上げました市の指定に関わる地域密着型サービスの事業所については、今、処遇改善加算がとれる体制をお願いしているところです。従来からあります地域密着型介護サービス事業所、すなわち地域密着型通所介護、小規模の通所介護以外の事業所は、本市においては、全てこの処遇改善加算をとっているところでして、平成28年度から新たに加わりました地域密着型通所介護の事業所においても、今後、随時、この処遇改善加算が取得できるような体制をお願いしていきたいと考えています。

山田伸幸副委員長 今、お願いをしていると言われたんですけど、実際に市から、かなり支援していかなくてはいけないと思っているんですけど、何か対策を取られているんですか。

河上高齢福祉課課長補佐 これは、それぞれの事業所がどのような事業、運営をしているかというところが、処遇改善加算の対象となります。また、処遇改善加算の金額以上に上乗せして事業所が職員に給与を支払わなければならないという規定があるので、市が強制的にとというのはなかなか難しいところがありまして、あくまでお願いという形で、この加算の取得について進めていきたいと思っています。

吉永美子委員長 10、11ページ。次、12、13ページありますか。

大井淳一郎委員 これも決算見込みを受けてということですが、高額介護サービス給付費が700万増額の理由について説明してください。

河上高齢福祉課課長補佐 高額介護サービス費の増額の理由としましては、まずは、高齢化に伴って介護サービスの利用対象者が増えているというのが、大きな要因となります。それに加えて、平成27年度の改正になりますが、それまでは、介護サービス費の利用負担が全て1割の方々ばかりだったんですが、一定の所得のある方においては、2割負担という改正が行われました。しかしながら、高額介護サービス費の基準としましては、1割負担の方も2割負担の方も同じ基準となりますので、当然一定のサービスを利用している2割負担の方については、この高額介護サービス費のお返しをする額が大きくなるというところで、その辺の影響かと考えています。

吉永美子委員長 それでは、14、15ページ。

大井淳一郎委員 基金積立てによって基金残高がどれぐらいになるのかについて、まずお答えください。

河上高齢福祉課課長補佐 現在のところ4億3,587万6,954円で、今回の補正の部分を加えますと、4億9,557万4,480円となる見込みです。

大井淳一郎委員 積立てを計画的に取り崩しているんですが、保険料の関係で。そろそろ、介護保険料の改定時期と思うんですが、それは、まだですかね。第何期ですか。

河上高齢福祉課課長補佐 介護保険料の改定については、3年に1度改定を行います。今現在の介護保険料は、平成27年度から今年度、29年度までの期間の介護保険料で固定した金額を納付してもらっているところです。したがって、平成30年度、来年度については、介護保険料の改定となりますので、平成30年度から32年度までの介護給付費の見込み

を現在試算していますが、その試算をする中で、介護保険料というのを設定していきたいと考えています。なお、今、介護保険の基金の積立てをしていますが、この給付費の見込みから、基金を取り崩して繰入れを行いまして、皆さんがお支払いをしてもらう介護保険料の軽減に努めていきたいと考えています。

大井淳一郎委員 今の時点では答えられないかもしれませんが、介護保険料の改定はどうなりそうですか。

河上高齢福祉課課長補佐 はっきりしたことは申し上げられませんが、例年、介護給付は1%から2%、場合によっては3%という形で高齢化に伴って増額しているところです。介護保険料については、30年度以降は給付費の23%を負担してもらうようになります。その23%を第1号被保険者、65歳の方々の人数で割っていくという試算になりますが、最初に申し上げましたように給付費が高齢化に伴って伸びるといふ以上は、若干値上げをしなければならないかなと考えているところです。給付費の見込みの試算については、国、県等の調整を行いながら、また、国が策定したワークシートを活用しながら、今現在、試算をしているところです。

山田伸幸副委員長 保険料は、やはりお年寄りの皆さんにとって、非常に大きな負担となっています。当初2,500円から2,900円程度で始まったものが、今は倍以上になっているんですね。もらっている年金は変わらない状況の中で、やはりここは抑えていってほしいんですが。最近サービス付き高齢者住宅とかいろいろ、あちこちに施設が増えてきたんですが、これは、かなり保険料に影響していると思うんですけど、今後のそういった新增設の予定とかはどうなっているんですか。

河上高齢福祉課課長補佐 まず、最近各所でできている施設については、恐らく有料老人ホーム若しくはサービス付き高齢者住宅に当たるところかと思いますが、ここのサービスは、基本的にはこの介護保険制度ではありません。ただ、そこに併設しているデイサービスとかは、介護保険制度のサービスとなりますので、当然そこを利用された場合については、介護保険制度から負担をすることになります。それから、介護保険制度の施設整備ということですが、これについては、平成27年度から29年

度の計画としまして、29人定員の地域密着型特養、特別養護老人ホーム、それから、認知症対応型共同生活介護、通称グループホーム、これが18人床、それから、総合的にサービスを提供します看護小規模多機能型居宅介護、この3施設を第6期計画中、27年度から29年度の計画期間中に整備をするということにしていますので、これについては、来年、今年度中に開設する予定となっています。それ以降については、また、30年度以降の内容を勘案しながら検討していきたいと思いますが、今現在のところは、ある程度サービスが行き届いているのかと考えていますので、整備はないものと考えています。

山田伸幸副委員長 以前は地域的なバランスというか校区ごとというのが、形が重視されていたんですが、その点で、今、バランスはとれていると考えていますか。

河上高齢福祉課課長補佐 副委員長が言われるように、中学校校区で整備を進めていました。これは、基本的には総合的なサービスである小規模多機能型居宅介護若しくは看護小規模多機能型居宅介護をおおむね中学校圏域、我々は日常生活圏域と申していますが、この日常生活圏域に一つずつ整備をしていこうというのが、従来計画からありました。第6期、27年度から29年度におきまして、厚狭中学校地区に看護小規模多機能型居宅介護が来年に整備できるということで、おおむね小規模多機能若しくは看護小規模多機能型居宅介護の整備は整ったかなと考えています。

吉永美子委員長 次の16、17ページ。歳入の6、7ページ。8、9ページ。それでは、質疑を終了しまして、討論に入りたいと思います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、採決に入ります。議案第86号平成29年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第2回）について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

吉永美子委員長 全員賛成。議案第86号は可決すべきものと決しました。それでは、ここで職員の入替えのため、20分まで休憩とします。

午前 10 時 13 分 休憩

午前 10 時 20 分 再開

吉永美子委員長 それでは、休憩を閉じて民生福祉常任委員会を再開します。
では次に、議案第 98 号です。山陽小野田市子育て総合支援センター条例の制定について審査をします。執行部からの説明をお願いします。

川崎こども福祉課長 それでは、議案第 98 号山陽小野田市子育て総合支援センター条例の制定について説明します。これは、平成 30 年 4 月に開所予定の山陽小野田市子育て総合支援センターを設置することについて必要な事項を定めるものです。お配りしている資料を御覧ください。このセンター条例制定に関する概要を説明します。センターを設置する目的です。これは、妊娠期から子育て期までの家庭が安心して子どもを産み、育てられる環境の充実を図ることです。センターで実施する事業の内容は、2 に記していますとおり、妊娠、出産又は子育てに関する相談及び助言、子育てに関する情報及び子育て家庭の交流の場の提供、子育て相互援助活動の推進、その他市長が特に必要と認める事業です。具体的には、表に示していますとおり、地域子育て支援拠点事業、子育てコンシェルジュ事業、ファミリーサポートセンター事業、子育て世代包括支援センター事業、母子保健事業、家庭児童相談事業、これら六つの事業を各事業の連携を図りながら実施します。開館日は 3 に記していますとおり、水曜日と日曜日を除く毎日。ただし、毎月第 1 日曜日は、主にイベントを開催する日として開館する予定としています。なお、祝日と年末年始は除きます。開館時間は、8 時半から 17 時 15 分、ただし、未就学児とその保護者を対象としたプレイルームの利用は、10 時から 16 時の予定としています。職員体制は、センター長、支援員、保健師、子育てコンシェルジュ、ファミリーサポートアドバイザー、家庭児童相談員など、事業を実施するのに必要な職員を配置する予定としています。また、資料としてセンターの 1 階、2 階の平面図を添付しています。議案にお戻りください。設置条例に規定する内容は、第 1 条に設置目的、第 2 条に名称及び位置、第 3 条に事業の内容、第 4 条に職員、第 5 条に委任について規定しています。このほか、開館日や開館時間等の細かな事項は規則にて制定することとしています。この条例の施行日は、平成 30 年 4 月 1 日としています。

吉永美子委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員の皆様からの質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。

矢田松夫委員 議案98号で見えますと何か殺風景なというか、条例そのものが、いとも簡単なというか、見てどうですかね。よそのと比較すると殺風景だって。これはあくまでも運営上の条例であって、全体的に見てみると具体的にどうするのかというのがないんですよ。例えば、利用対象者はどうするのか。やっぱり使う人と施設を管理する人の両方要るんじゃないですかね。

大濱こども福祉課課長補佐 この施設については、様々な事業を複合的に行うため対象年齢等の縛りを条例規則等では規定をする予定はありません。プレイスペースについては、先ほど説明しましたが、未就学児の親子を想定していますので、この辺りは利用規定等で定めていきたいと考えています。

矢田松夫委員 対象年齢を定めていないんですか。だけど子育て総合支援って書いてある。子育て総合支援。

川崎こども福祉課長 この条例は、あくまでセンターの設置に係る条例です。市の一般的な設置条例はこういった主なものを定めていることとなっています。ここを利用できる対象者というのは、先ほど申した六つの事業を行いますので、例えば、ココシエなどで母子、妊娠期からの相談となると、もう成人された方も当然ですし、プレイスペースに遊びに来られるのは当然ゼロ歳児、1歳児の子どももいますし、ここを利用する方は当然年齢的には全年齢層になろうと思います。ただ、プレイスペースを利用する方については、基本として未就学児を連れた保護者の方に限定する必要があると思っていますので、そこはこの条例ではなくて、利用規定で定めたいと思っています。

大井淳一郎委員 細かいことは必要な規則で、先ほどから出ている利用規定ですが、今、現時点で策定されているんですか。もし、策定されているのであれば、委員に示してもらえればと思いますが。

川崎こども福祉課長 案は持っていますが、まだ正式な決裁は取っていません。

杉本保喜委員 基本、子どもを預かるという思想はないということですよ。常に、お母さん又はお父さんと子どもさんが常にいるんだということを前提のセンターだというふうに考えているわけですね。

川崎こども福祉課長 子どもさんのみを預かる一時預かり事業は、ここでは今考えていません。

杉本保喜委員 図面についてちょっと質問があるんですけど、この1階平面図の事務室は、極めて狭いと思うんですよ。今、この中で職員体制を見ると多岐にわたる人たちが来るという中で、本当に使い勝手がいいのかなという思いがするんですけど、その辺りは詰めているんですか。

大濱こども福祉課課長補佐 職員は事務室と1階の南側の相談室、こちらに詰める予定としています。言われるとおり、若干狭めではありますけども、既存の施設を使うという面で、多少やむを得ないところもありますが、この施設を有効活用するという中では、一応この事務室と相談室に職員を配置するという事で予定しています。

松尾数則委員 子育て総合支援センターは、非常に期待されていると思います。私の周りにおいても、例えば、下関に行ったら本当にびっくりしたといったことも聞きますし、是非とも立派な内容のものにしてもらいたいとは思っているんですが、ただ、同僚議員も言うように、余りにもちょっと殺風景なんで、それじゃあ先が、全体がよく見えないところもまだありますし、その辺も踏まえて、是非とも、今後どうしたいとか何とかという話を付け加えてもらえると有難いなと思っているんですけども。

川崎こども福祉課長 ふくふく館と比べると面積的にもとても狭いですし、ちょっとあれと比較されると大変つらいところはありますが、限られたスペース、限られた条件において、できる限りの工夫はしようとしているところです。プレイスペースの床などは張り替える予定で、カラフルな色にしたりという工夫を今いろいろ考えているところです。また、見た目にも子育て総合支援センター、子どもが行くところだな、あそこに行ってみようというような、ちょっとイメージ的なところも今いろいろ検

討しているところです。なるべく努力はしていきたいと思います。

松尾数則委員 ちょっと付け加えておきたいんですが、やっぱり、そういった施設は基本はやっぱり人だと思っているんですよ。子育てコンシェルジュの方も含めて、是非とも頑張ってもらいたいなと思っていますので、お願いします。

大井淳一郎委員 キッズキッチンですが、公民館とかでやるときに学年によってはちょっと高すぎて、また台を置くのは危ないということで、80センチとか85センチだと高いという指摘が以前からあるのですが、このセンターにおいて高さへの配慮というのはされているのですか。

大濱こども福祉課課長補佐 お子さんが使うテーブルについては、例えば、厚狭の公民館の調理室のような固定の調理台とかを想定しているのではなくて、通常のテーブルを設置して、調理するときにはそこにIHコンロ等を置いて行う、簡単な調理程度を今想定していますので、通常の調理室とはちょっと異なるということになります。

恒松恵子委員 こちらの設置に伴い、現在民間保育園で行っている子育て支援と重複する支援が多々あると思うんですが、今後継続して並行されるんですか。それとも民間保育園のサービスは、廃止にされるんですか。

川崎こども福祉課長 現在、市内で行っている5か所の地域子育て支援センターについては、来年度以降も継続してやっていく予定にしています。そこと連携を図りながら、より向上を目指していきたいと思っています。

杉本保喜委員 ちょっとプレイルーム等を見たときに気になるのは、空調システムがこの1、2階においては問題ないと考えているんですか。簡単に言うと、基本的に足元は寒いけれど上は暖かいとなっていますよね。子どもたちがプレイルームで座って遊んでいる中において、上はポッポッしているけれど、足元が寒いということ等も検討されているのかどうか気になったんですけど、いかがですか。

大濱こども福祉課課長補佐 空調設備については、当初、労働基準監督署として整備されたものを、そのまま活用することとしています。ただ、その

空調については、このたびちゃんと稼働するかという点検は行っています。ガスエアコンが付いているんですが、メーカーに聞きますと、割と立派なものが付いているので大丈夫という意見も頂いています。

杉本保喜委員 そうすると基本、労基署の形をそのまま使うということのように受け取れたんですけど、そこに対流を図るために天井扇を付けるとか、いろんな方法があると思うんですが、いかがですかね。

大濱こども福祉課課長補佐 言われるとおりこのプレイスペースは非常に広いスペースとなっています。しかしながら、当初の労働基準監督署も、こちらは受付窓口と事務所ということで、かなり広い空間で機能していましたので、その辺りは問題ないのではないのかなと考えています。

杉本保喜委員 しつこいようだけれど、事務所というのは、ここでもそうだけれど、足元は寒いんですよ。だから、労働基準監督署の造りは、ほとんどこと変わらないと思うんですよ。天井扇いわゆる扇風機を付けて対流を図るとかいうことが必要ではないかと今聞いているわけですよ。

大濱こども福祉課課長補佐 今のところ、これについては問題ないと想定はしていますが、もし、またそういった意見等があるようであれば、今後また検討していきたいと考えています。

大井淳一郎委員 よく子育て支援センター、保育園とかにありますけど、床暖房みたいなのは、考えていないんですかね。

大濱こども福祉課課長補佐 床暖房は、ちょっと考えていません。

矢田松夫委員 条例制定の議案ですので、再び条例の中身に入っていきたいと思いますが、結局運用規定というのか、この条例以外に何もないから、質問するんですが、やっぱり親切丁寧に出すのであれば、条例プラスもう一つないと質問がいろいろ出てくるんですよ、今みたいな。例えば、いろいろ資料で事業案内が書いてありますけれど、指導があるのは、母子保健事業だけで、あとは助言しかないんですよ。助言した後どうするのかというのはないんですよ。ほとんど指導というのが抜けているんですが。それは、運用規定の中で全部出していくんですかね。こうい

うふうになったら、こういうふうにご指導します。これが、1点目です。二つ目は、資料で言いますと職員体制が出ていますが、組織人員ももう確定しているのかどうなのか。していないのに事業運営できないと思うんですが、条例もできないと思うんですが、この二つです。

古川副市長 これは、地方自治法第244条、公の施設に関する条例ですので、こういう設置条例の規定になっています。この条例が通ったら、開館時間とか、先ほど課長が説明した開館日、時間等々について、規則を定める形になっています。また、運用の基準や利用基準については、整備して開館までにはまた議会には提示する形を採りたいと考えています。また、この職員体制ですが、これについても、ある程度人事当局とのすり合わせはできているということをご報告したいと思います。

杉本保喜委員 今の話に関連するんですが、センター長の技量というか、知識というか、職歴とか、いろいろあるでしょうけれど、どの辺りのレベルの長を置くというふうにご考えているんですか。

古川副市長 これは、人事異動に関わることで、公にはできませんけど、今、委員が言われたような技量を持っている職員を充てるようには考えています。

大井淳一郎委員 第4条にその他必要な職員を置くということで、職員体制については、別紙で示されていますが、当面は、直営ということで考えている、つまり指定管理とかは考えていないということですか。

大濱こども福祉課課長補佐 当面は直営ということで、指定管理は今考えていません。

矢田松夫委員 来年の4月から開所ということですが、そもそもこのセンターは、日の出保育園とセットで話が進んできたんですが、その辺の状況はどうですか。

川崎こども福祉課長 日の出保育園について、公立保育所の再編基本計画でこのセンターのちょうど隣の市有地近辺を候補地としますと定めています。セットと申しますか、位置的に同じ位置で進んできたわけですが、日の

出保育園の建て替え場所については、今現在まだ確定はしていませんので、それについては、今後引き続き検討していきたいと思っています。

大井淳一郎委員 それと関連ではないんですけど、このたびできる子育て総合支援センターの敷地のことですが、隣の市有地とかも使っていくようになるんですか。

大濱こども福祉課課長補佐 基本的には、現在の敷地内で運用することになりますが、一時的に、例えば、駐車場が不足するということがあれば、隣の市有地も活用することを想定はしています。

矢田松夫委員 再編計画の中では、子育て支援センター付近と。付近という言葉が使っているんですが、付近ということで進行していくということではないんですかね。日の出保育園の新設については。

川崎こども福祉課長 再編計画の中では小野田駅北側の市有地周辺という表記をしているところですが、あそこを拠点として、その周辺で今検討を進めているところで、この辺りはまだ決定はしていません。これから検討です。

山田伸幸副委員長 藤田市長も子育てには力を入れたいということで、かなり期待をした施設ですが、やはり市民、特に子育て中の皆さんから、やはり行ってみたいと思わせるようなものでないといけないと思います。最初に私が引っ掛かったのが名称の問題です。先ほど課長言われたように、下関の場合はふくふく館ですか、そのほかでもやっぱりいろいろな、子どもに親しんでもらえるような、そういう名称が使われているんですが、子育て支援センターに行くというのは、そこ自体からお役所仕事かなと思わざるを得ないんですが。何か別の名前を市民から募集されると、文化会館とか市民館とかと同じようなイメージでですね。もっと親しんでもらえるようなそういう名称の検討も必要ではないかと思うんですが、いかがですか。

川崎こども福祉課長 施設の愛称については今付ける方向で考えています。

杉本保喜委員 ちょっと気になるのは、駐車場ですよ。必ず親子が車で来る

ことを想定しなきゃいけないと思うんですよね。駐車場の容量というのはどのように検討されたんですか。

川崎こども福祉課長 駐車場については、先ほど申しました隣の市有地を当の間、駐車場として利用する予定にしています。

山田伸幸副委員長 先ほどの説明で、第1日曜日はイベントとされています。各市いろいろな子育てに関するいろんなイベント等をやっていると、それを基準にして、それ以降センターの利用が進むとか、かなり力を入れた取組がされていると思うんですが、その点で先ほどセンターの運営は直営でと言われたんですが、直営でそこまで第1日曜日ごとにできるかなという心配がありますが、例えばイベントの実行委員会を持つとか、いろいろな工夫が必要ではないかと思うんです。やはり、少しでも多くの人から親しまれるような施設にしていこうと思えば、そういった努力が必要だと思うんですが、どう考えていますか。

川崎こども福祉課長 ここで実施する講座やイベント等は、今言われたとおりでできるだけ行ってみようと思ってもらえるものを組んでいきたいと思っています。これについては今こども福祉課でいろんな経験者等の声を聞きながら、計画を練っていこうと検討しているところです。

吉永美子委員長 先ほど出ていたふくふくこども館、これは次世代育成支援拠点施設ということでその設置等に関する条例とあるわけですが、こういう下関市の例は見ていましたか。

大濱こども福祉課課長補佐 条例をとということですか。

吉永美子委員長 はい。

大濱こども福祉課課長補佐 条例は一応見ましたが、今回の制定については本市の他の施設等を参考にして作っています。

吉永美子委員長 何を申し上げたいかというのと、やはりいろんな出し方があると思うんですが、その利用規定という言い方をされましたが、例えば、他市に住んでいる人、私も山陽小野田市ですから下関市ではありません

が、その条例を引っ張ったことによって、かなりのことが見えるのがふくふくこども館になっていると思うんですね。だから見られましたかと申し上げたんですが。例えば、武雄市の子育て総合支援センター設置条例はうちと同じでシンプルです。しかしながら損害賠償っていう部分についてはきちんと条例でうたっています。下関も損害賠償の義務ということであっています。だから、条例を見ればある程度のこと分かるような形で作っていると思います。休館日も下関市は入れていますし、やはりある程度のこと、この条例を見れば分かるということまでは全く考えられなかったのかなと思ったんですね。先ほど申し上げた武雄市はシンプルですが、損害賠償ということもきちんとうたっています。ふくふくこども館は休館日までうたっていますけど、どう協議されて、武雄市以上のシンプルに収めたのか、その理由を教えてください。

川崎こども福祉課長 このたびの条例制定について、ここに記載する内容については随分と関係課とも検討はしました。結果として、やはり設置条例ということで、本市の他施設等の現在ある条例等も参考にしながら、必要なものを条例として制定することとして、その他細かなことについては規則又は内規について規定する方針としたところです。

吉永美子委員長 そうすると、他市に住んでいる人がこの山陽小野田市のホームページに入って、子育て総合支援センターということを入れていけば条例も出てくるし、また、そういった利用規定がきちんと反映をされていくということで、他市の方が山陽小野田市の子育て総合支援センターの情報をきちんと取り入れることができるということで、例のさんようおのだっこですか、ああいうのもありますし、そういった形で取れるということでその辺はよろしいですね。

川崎こども福祉課長 そういった細かなことについては、他市の方もきちんと情報が取れるように、ホームページで明確に探せるような仕組みにはしようと思っています。

吉永美子委員長 先ほど申し上げた損害賠償はうたわなくても大丈夫ですか。

岩本健康福祉部長 市の公の施設については、別に所管する部署が損害賠償保険を扱っています。全ての市が管理している施設については同様に損害

賠償保険の対象となっています。ここを利用された市民の方もそういった保険の適用を受けることができるようになっていきますので、市のほかの条例においても、その辺りの施設に関して損害賠償の有無の説明について条例に規定していませんけども、市の施設を利用する場合については、市が管理する施設については、同じようにその損害賠償保険の適用があるので、その点は心配ないと思っています。

吉永美子委員長 いや、逆で、利用者から損害を受けた場合です。今言われたのは逆じゃないんですか。例えば、武雄市の条例を読みます。「利用者は故意又は過失により子育てセンターの建物備品、器具等を損傷し、又は滅失したときは、原状に回復し、又は損害額を賠償しなければならない」とうたっていて、下関市もこの損害賠償ということをふくふくこども館ですね、同じような形でうたっているんですけど、この条例にうたわなくて大丈夫ですかということの確認です。

岩本健康福祉部長 先ほど申しましたとおり、市の現在の条例のスタイルとして、そこは公の施設の設置条例の中では定めていませんので、同様に子育て総合支援センターにおいても、そういう条項を設けていないということなんです。決して対応しないという話ではないということなんです。

吉永美子委員長 もう一回。

岩本健康福祉部長 条例の中に損害を受けた場合の規定は、ほかの設置条例でも同じように規定していません。同様にこの子育て総合支援センターの条例においても定めていません。ただし、そういった場合がありますたら個別に市として対応していますということなんです。

吉永美子委員長 個別というのはどのようにですか。

岩本健康福祉部長 相手方の過失割合とかそういったところをしっかりと調査した上で、市としての対応を決めることになると思っています。

吉永美子委員長 だから、利用規定の中には損害賠償という部分はちゃんとうたわれるということによろしいですね。

川崎こども福祉課長 はい、そういった損害賠償といった条項についても、この条例には掲載しませんが、内規等にはきちんと明記する予定にします。

吉永美子委員長 利用規定ですね。ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、議案第98号について質疑を終わりたいと思います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第98号山陽小野田市子育て総合支援センター条例の制定について賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

吉永美子委員長 全員賛成。議案第98号は可決すべきものと決しました。それでは、ここで職員入替えのために11時まで休憩します。

午前10時52分 休憩

午前11時 再開

吉永美子委員長 それでは休憩を閉じて、民生福祉常任委員会を再開します。次に、議案第101号山陽小野田市中央福祉センターの指定管理者の指定について審査を行いたいと思います。執行部の説明をお願いします。

渡部社会福祉課長 それでは、議案第101号山陽小野田市中央福祉センターの指定管理者の指定について説明します。これは山陽小野田市中央福祉センターの新たな指定期間である2018年4月1日から2021年3月31日までの3年間について、広報並びに市ホームページにて指定管理者を公募したところ、社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会のみ1団体から応募がありました。この応募者については、公募の選定委員2名を含めた選定委員会で選定基準に沿って審査した結果、選定基準を超えていましたので、新たな指定期間の指定管理者を社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会としたいということで、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。なお、参考までに3年間の指定管理料については、一般会計第5回補正予算において債務負担行為補正に計上していることを補足します。

桑原社会福祉課地域福祉係長 それでは資料について説明します。資料は1から6までの6種類あります。

まず1枚目をお開きください。1から3ページの資料は平成28年度における中央福祉センターの指定管理者評価表です。こちらは当施設の指定管理者である社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会の平成28年度の管理運営状況について、市が平成29年6月8日にモニタリングを行い業務評価したものです。評価点は2ページを御覧ください。右下に記載しているように91点となっています。

次に、4ページをお開きください。4ページの資料は平成29年11月13日に開催された山陽小野田市中央福祉センター指定管理者選定委員会の審査集計表です。選定委員会は山陽小野田市指定管理者選定委員会規定に基づく選定委員で構成され、今回は6名の選定委員により審査されました。委員については市から4名と平成29年10月2日から10月16日までの期間で募集し、応募された2名の公募委員によって行いました。選定委員は委員会において申請書類の内容と申込団体からのプレゼンテーション及びヒアリングによる指定管理者としてふさわしいかどうかを審査し、評価することとなります。

まず、資料5番の、ページ数でいうと18から21ページまでに添付しているA3の紙になりますが、こちらの審査基準表によって個別項目ごとの評価を行い、大設問ローマ数字の1から4のカテゴリの集計を行います。四つのカテゴリの各委員の評点を平均し、合計した結果が評価点となります。指定管理者の候補者としての選定基準は50点満点の2分の1の25点以上としています。カテゴリごとの平均を求めた結果、平均点の150%以上と50%以下の得点は異常値として除外し、改めて補正後の平均点を算出します。今回の場合、ローマ数字4のカテゴリにおいて平均点1.3点の150%が1.95点となりますので、審査員B及びFの点数2点を異常値として除外するため、平均点が1点と補正されます。したがって表中の右下、補正後の平均点の合計34.5点が評価点となり基準点の25点以上となりました。

次に、5から12ページの資料は募集要項、それから13、17ページは仕様書となっています。こちらは募集時に社会福祉課等の窓口を設置するとともに市のホームページに掲載しました。

それでは、7ページをお開きください。上から5行目の5番、指定の期間についてですが、施設の使用許可及び維持管理に関する業務が主たる施設についてはおおむね3年を指定期間とすることから、平成30年

4月1日から平成33年3月31日までの3年間を指定期間としています。

次に、8ページをお開きください。8ページの(2)指定管理料についてですが、指定管理料の上限額を記載しています。こちらは人件費、設備保守の委託料、光熱水費など施設管理に必要な経費を積算し、算出しています。

13ページをお開きください。13ページ以降の仕様書は管理業務の基準表を示したものとなっています。18から21ページまでのA3用紙は先ほども説明したとおり、指定管理者選定委員会で使用した指定管理者審査基準表となっています。また22ページ以降は、応募者から提出された指定申請書及び事業計画書等となっています。

吉永美子委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員からの質疑を受けたいと思います。では、この資料の中で質疑がありましたらページを指定して挙手をしてください。

杉本保喜委員 1ページ目です。指定管理者評価表の中の管理運営の状況で、「各種報告書等は遅滞なく提出されたか」に対してコメント欄には「報告書の提出に何度か遅延が見られた」と書いてあるんです。これは、ちゃんとした理由を把握しているのかどうかをお尋ねします。

桑原社会福祉課地域福祉係長 指定管理者から報告書が毎月上がってくるのですが、その報告書の提出が期限から少し遅れているときが何度かありましたので、そこを指摘したところになります。

杉本保喜委員 指定管理者制度においては、この定期の報告書は非常に重要なウエイトを示すんですね。だから、やはり定期にやることについては、ちゃんとやってもらわないと、行政側もいろんな面で困ると思うんですね。これは引き続き指定管理をするということであれば、しっかり原因を把握して、その改善を促すとか、改善ができないのであればなぜできないかということをしっかり把握して、その理由が行政にあるのか指定管理者側にあるのか、その辺はしっかり詰めていかないとまた同じような状況にならないとも限らないので、その辺りはしっかりやってもらいたいと思います。要望です。

吉永美子委員長 要望ということでした。

大井淳一郎委員 4ページの審査集計表で各審査員が評価を出されているんですが、気になるのが4番の事業計画書の内容で、5点満点で1点、2点ということで、この理由について。21ページに書いていますけど、項目が。ゼロとかもあったから1点とかになったと思うんですが。

渡部社会福祉課長 これについては、指定管理料の数字を出して、上限額と同額という形で出ていて、そこが0点になっていますので、その点数が低くなっています。5点満点ですが、その中の一つがゼロ点だったものですから、1点若しくは2点という評価になっています。

大井淳一郎委員 上限額は同額というのは客観的に出ていますので、恐らくここはみんなゼロで、もう1個の項目で1点の人もいれば2点の人もいたということですが、そうすると、この指定管理料が何か社協が経費削減に疎いようなイメージを持つんですが、そもそも管理料が問題じゃないんですか。そっちはいかがですか。

桑原社会福祉課地域福祉係長 このたび上限として算定した管理料については、過去のこれまでの3年間の実績を基に上限額を決めています。ですから、その中の上限で決めていますので、それが足りないとかというところにはなっていないと判断しています。

大井淳一郎委員 この指定管理料の定め方ですが、実績、つまり本当はこれぐらい掛かっているんだけど、市が管理料はこれだけだとぼんと抑え込んだらこれで決まってしまうんじゃないんですかね。だから、もうちょっと実質に応じた指定管理料を算出すべきだと思うんですね。それに応じてコスト削減できるものはしてもらって、無理なものは無理ということであんな形であっていかないと、コスト削減のための指定管理制度ではないですから、コストが余り優先すると本来の目的は民間活力を促すことですから、いかがですか。

渡部社会福祉課長 当然コストを削減するためではないと思っていますので、今後も中身については、今の意見を基にして検討していきたいと思っています。

大井淳一郎委員 検討してもいいんですが、この管理料って3年間固定で、変わらないんじゃないですか。

渡部社会福祉課長 はい、一応3年間は固定です。次回3年後になりますけども、そのときには検討材料としたいと思います。

大井淳一郎委員 審査集計表の関係でもう1点指摘したいのは、異常値の排除です。これは以前、別のところで問題があってこのように制度が採用されたので、その点は評価できるんですが、これ2点が異常値になってしまうと、5点満点という満点の枠が少ないからこういうことが起こるんですが、カテゴリによっては柔軟に考えたほうがいいんじゃないかと思うんですけど。網掛けが異常値なんでしょう。150%以上だから1点に対して2点は異常値というのは問題じゃないですかね。これは原課よりは、どちらかと言うと、もともとの企画のほうかもしれませんが、いかがですか。

佐貫企画課行革推進係長 この審査集計表については指定管理者制度のマニュアルで定めていて、異常値50%以下と150%以上の場合を、項目ごとですが排除するという形になっています。今回のように、1点と2点しかなくて異常値になるのはたまにはあるとは思いますが。「おかしい」と呼ぶ者あり)ただ、それはなかなか1個1個その判断をするのは、なかなか規定を設けるのが難しいので、この場合は点数が少ないということもあり、仕方がないのかなと考えています。

大井淳一郎委員 仕方がないで済ませてもらっても困るんですよ。もう少し柔軟に考えてもらいたいと思うし、異常値の排除の仕方もカテゴリ別ではなくて合計点でもいいのかな、合計点になるともうちょっと異常値の割合も変えていかなきゃいけないと思うんですが、そういったことも考えられるんじゃないですか。検討してほしいと思いますがいかがですか。

岩本健康福祉部長 制度自体の所管ではありませんが、指摘は大変理解できますので、今後の評価をする際にはその異常値が適正に反映されるような評価書にならないといけないと思っていますので、そこはしっかりと原課として要望する中で、評価書を見直すことも必要であると考えていま

す。

山田伸幸副委員長 指定管理料は安いほうを求めているわけですよね。安くしようと思えば、例えば電気代だとかいろいろなものを削っていかなくちゃできないんですけど、その一方で、活発なイベントをやることも求めているんですよね。そこでは余りやっていないという評価をされているんですが、やはり安くしなさい、活発にしなさいというのは、ちょっと酷な、しかもその指定管理料の設定自体がぎりぎりだと私は見たんですけど、それでないと応募者が上限額で出してくることはないと思うんです。その辺で額の設定そのものと、それからその館の在り方、館を生かしていこうというやり方にちょっと矛盾があるんじゃないか。例えば、あそこは駐車場が非常に狭くて、何かやると人が入り切れない、そういったこともあって社会福祉大会なんかは広いところを利用せざるを得ない状況となっていますので、施設にいろいろなイベントをやることを求めること、それからこの管理料でそこまで求めていいのかということに対して矛盾があるのではないかと思うんですが、いかがですか。

岩本健康福祉部長 中央福祉センターについては、指摘のとおり駐車場が狭いし、なかなか多くの方が利用しやすい施設となっていない現状があるというのは十分認識しています。ただ、こういった指定管理者の評価制度というのは、ある程度一定の考え方の中で評価すべきだと思いますので、そういった施設の不足あるいは十分でないところについては、評価の中でそれを含めた中で最終的な評価と点数にすることしか今制度上仕方ないかなと思っています。決して無理なお願いをするつもりはないので、できればこの管理料の中でしっかりとできることをやってもらいたいと考えているところです。

山田伸幸副委員長 例えばあそこでイベントをやれと言っているわけですよね、この評価シートは。ですが、実質あそこでイベントをやってしまうと、たちまち駐車場がなくて困難に陥るということはもう分かり切っているんですよ。また、非常に狭いところですので交通渋滞で近隣の人に迷惑を掛けるのも想像できるし、やはりイベントは別にあそこの施設じゃなくて、実質にはよその広いところでやっているわけですから、それを評価してあげることはできないんですか。

岩本健康福祉部長 福祉センターの評価になりますので、中央福祉センター以外にもその他の施設もありますので、同一の評価の内容としているので、その辺り理解してもらえたらと思っています。

杉本保喜委員 審査員E、Fが2点、公募の人たちが2を与えたということも考えられるんですけど、全体としてとにかく低いというのは、前提に何か低くするような説明とかがあった感じも受け取れるんですよ。軒並みみんな低い点になるのがどうも合点がいかないんですけど、その辺りはどう捉えているんですか。

古川副市長 私も審査員の一人でしたので、別に公募だから、職員だからどうということはありません。ここは2点満点ですので、「5点満点ですよ」と呼ぶ者あり）いや、5点満点ですが2項目あって、先ほど説明したように管理委託料が同じということで、もういきなり皆0点ということになっていましたので、この2点、1点というのは、2点満点の2点ということで理解してもらえたらと思います。

松尾数則委員 建物について聞きたいんですけど、これ昭和51年度ということになっているんですが、耐震とかの問題は基本的には何もなかったのか。

桑原社会福祉課地域福祉係長 耐震については、今現在、耐震診断を中央福祉センターは行っている最中です。今その結果を待っているという状況です。

杉本保喜委員 1ページに戻って、サービス向上のところの最初の利用者アンケートを実施、来場者からの意見収集を行っている。このアンケートについては、行政側はどのように関わって分析をされて評価をしているんですか。

桑原社会福祉課地域福祉係長 アンケートについては、行政は関わっておらず、独自で社協がやっているアンケートで、施設の利用についてのアンケートとなっています。

杉本保喜委員 指定管理者制度については常々一般質問でも言ってきているんですけど、行政側がアンケートを指定管理者側に投げ、もう渡してし

まっ、行政側はそのセンターをどのように活用しているか、どのように満足してもらっているかというのをそれじゃあ関知していなくてもいいんだというようにしか受け取られないんですがね。やはり指定管理者制度においては両方が同じ問題を抱えながらやっていかないと、この指定管理料そのものが妥当かどうかということも一つの評価の基準になると思うんですよね。その辺りどのようにお考えですか。

佐貫企画課行革推進係長 アンケートについては、中央福祉センターから社会福祉課に出してもらい、その内容に基づいてこの評価を作成しています。その後、企画課と社会福祉課でもまたモニタリングを行い、そのときにも出してもらって、おおむねいい評価をもらっていると考えています。

松尾数則委員 あげぼのおれんじ及び保護司会のあれを除くという表現ですが、何を除くのか、よく意味が分からないところがあるんですが。

桑原社会福祉課地域福祉係長 今回の指定管理者の募集の規模については、基本的には中央福祉センター全体の部分になるんですが、その中に三つの団体が入っていて、山陽小野田市社会福祉協議会、それとワークあげぼのおれんじ及び山陽小野田保護区保護司会の事務所という部分があるので、その部分を除いたところを指定管理者の範囲としています。

松尾数則委員 いや、除くという意味が、つまり社協とあげぼのおれんじと保護区保護司会のあれを除くという表現の意味が分からないんです。何を除くのか、例えば建物だったらその部分が壊れても修理しませんよとか。

桑原社会福祉課地域福祉係長 その団体から指定管理者に物件費として負担金を頂いています。その中で指定管理者が賄うとなっていて、その面積の部分から除くとなっています。

松尾数則委員 じゃあ、金額的な面で社協及びおれんじとか保護司会を除くという意味で、例えば、除いたから建物のその部分が壊れたら補修をしませんということではないんですよね。

池田社会福祉課課長補佐 工房おれんじあるいは保護司会として入居して事務を行っている社会福祉協議会の専有部分については指定管理には供しな

いんですが、これはどういう意味かと申しますと、貸し館あるいは清掃等については、この入居している方々にやってもらう。当然、市は建物を管理する責任があるので、個々でいろいろ修繕等が必要になった場合には、指定管理ですと、当然1件50万円以下については社会福祉協議会で見てもらおうということですが、これに乗せるのではなく市でそれについては対応するという形になります。

大井淳一郎委員 今、リスク分担の施設整備の損傷について50万というのが一つの分かれ目になるということですが、経年劣化によるもので50万未満は指定管理者で負担してほしいと。それ以上は市が負担しますよということですが、割合的には大体どれぐらい、どちらがどれぐらいの割合が高いですか。

桑原社会福祉課地域福祉係長 割合はちょっと持ち合わせていませんで、基本的に金額が小さな軽微な修繕については指定管理者で行い、どうしても大規模になると当然市が修繕を行うという形です。

大井淳一郎委員 だから50万で切っていると思うんですが、今年度でも昨年度でもいいので、50万未満で社協が負担したものと市が負担したもので割合か件数かで出してください。何が言いたいかというと、この50万が果たして適正かということですよ。50万を超えなければ全部社協が負担しなきゃいけないのか。そもそも指定管理というのは、施設は市のもので、運営は管理者がやるということからすれば、なるべく施設の劣化によるものは市が負担したほうがいいのではないかと単純に思えるのですが、そのことも含めてお答えください。

岩本健康福祉部長 今の質問の内容について、早速調べます。ちょっと時間を頂いて、後ほど報告させてもらいます。

吉永美子委員長 この経年劣化によるもので、1件50万円未満のものについては指定管理を受けている側がしなきゃいけない。この1件50万っていうのは、どこの指定管理している施設でも同じ金額になっていますか。

佐貫企画課行革推進係長 ほかのところは10万円のところが多いです。

吉永美子委員長　そうですね、私も実は10万というのがどこかにあったもので確認したんですけど、その違いは何ですか。

佐貫企画課行革推進係長　施設ごとにリスク分担表の中身は変わっていて、なぜ福祉センターが50万になっているのかは把握できていません。

吉永美子委員長　把握…この指定管理の関係は企画課じゃなかったですかね、大元は。

佐貫企画課行革推進係長　はい、そうです。

吉永美子委員長　それで把握できないというのはどういうことですか。

佐貫企画課行革推進係長　今回のリスク分担表を作るに当たって、これまでの福祉センターのリスク分担表を参考に作っていて、今まで50万円としていたので、今回も50万円としています。

吉永美子委員長　だけど、大元である企画課が、仮にほかの施設が全部10万円だったとして、ここだけが50万円だったら、何でそういうふうに差を付けるんだらうというのはきちんと企画課で把握をしていないとおかしくなりますよね。

佐貫企画課行革推進係長　はい、そうですね。

吉永美子委員長　それはまた別のステージで説明をお願いしたいと思います。

山田伸幸副委員長　先ほど耐震化の状況がまだつかめていなくて、今やっているとところということですが、あの施設はもう相当古い施設ですので、仮に市民館のような状況が生まれたときに、あれに代わる施設をどこかで見付けてこなくちゃいけない気がするんですけど、そういったことまで検討していますか。それとも耐震工事をやりながら改修していくと。一部使用禁止しながらやっていくのか、その辺の方針はお持ちですか。

渡部社会福祉課長　まだ耐震診断の結果が出ていませんので、今後改修をしながら開館をしていくのか、閉鎖するののかという方針については現在のと

ころはまだ決めていません。

山田伸幸副委員長　これは合併前からもう既に建て替えようという計画があったんですよね。そういう方向で動いていた時期があって、やはりかなり問題がある。正直言ってだまされ使用している状況です。和室に行ってみても、畳が非常に古いまま表替えもせずに使われているとか、もしあれやってしまうと50万なんかあつという間だと思うんですね。やっぱり館そのものの利用が、利用者に何か負担を掛けているのではないかということ想像せざるを得ない状況があるんですが、今後の方向、これは担当課ではどうしようもできないかもしれませんが、そういった検討が一時期されたということもあるので、どのように今後考えていくのか、耐震化を図るにしても相当大規模なものになるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

古川副市長　今本市が有している公の施設、いろんな館がもうある程度老朽化が進んで、耐用年数が来つつあります。今、公共施設総合管理計画を作っていて、その中でこの施設も耐震調査の結果、今後この施設をどのようにするか個別計画を作成する中で、耐震の補強をするのか建て替えをするのか、そういうことはこの個別計画で今後煮詰めていくということです。

矢田松夫委員　今回、福祉センターそのものの決算報告書というのが、これ見るとないんですよね。指定管理する団体が市社協であるから、市社協の決算書を付ければよいという理解でいいんですか。

桑原社会福祉課地域福祉係長　中央福祉センター部分の収支については、2ページにある評価表中の別3、こちらが収入状況と支出状況になります。

矢田松夫委員　これで分かりますが、例えば利用料金については、この指定管理の金額には含むことはしないとなっているけれど、これ見ると、ずっと利用料金が減っているわけですよね。こういう中において、大体その運営そのものが苦しいという状況が分かるんですが、どうですか。

桑原社会福祉課地域福祉係長　利用料金が年々減っているのは承知しています。昨年度については、施設の維持管理のために一時休業したところもあり、

今回評価するにはなかなか難しい点はありましたが、確かに言われるとおり利用料金は減っているという認識の下で今回の上限額も設定しています。

山田伸幸副委員長 入浴利用者が一時休業したことによって利用者が減少したという理由付けがされているんですが、私の知る範囲では非常に利用が多いという思いがあったんです。と言うのも、やはり長年あそこでは格安で利用できるということで定着してきたと思っているんですけど、もう民業の圧迫もなくなり、ここで更に利用を広げていくような取組があってもいいんじゃないかと思うんですが。娯楽室と入浴とがセットで一日楽しめるみたいな形も考えられるかと思うんですが、その点で何か考えていることがあればお答えください。

渡部社会福祉課長 利用者の減少については、例えば、大広間とかは昔は何か飲食を伴うものが多かったと聞いているんですが、最近はステージを使って踊りの練習だとか、そういったことに使用することが多くて、特に夜間の利用が減っている傾向にあると社会福祉協議会から聞いています。それで、畳の部屋は座椅子の準備をして利用しやすい形の対策は取っていると聞いています。今後、有効活用ということも含めて、若い学生ボランティアや理科大の生徒等が企画するイベントの準備、そういった活動にも利用できるように取り組んでいると聞いています。若い人にも中央福祉センターが福祉の拠点であるということも認識してもらっているということで、今後は総合相談支援センター、今、生活困窮者の自立相談支援としても使っていますので、そういった窓口を今後充実させていきたいと考えています。

山田伸幸副委員長 今の別②の表、利用状況についての利用評価がゼロ、③の収入状況では評価できないとなっているんですが、どういうことですか。

佐貫企画課行革推進係長 利用状況のゼロ点というのは自動集計になっていて、この判定の仕方は、例えば前年度の実績より減っている、更にその28年度の計画より減っている場合にゼロ点という自動集計になっています。次の収入状況については、施設の状況から見て、お風呂とか貸し室がメインになっていますので、収入を増やすのが難しいというところで担当課ではできないと判断しています。

山田伸幸副委員長 今、実績が前年より少なくなっているからゼロだと言われているんですけど、一時休業をせざるを得ない理由が立っていますよね。これはやっぱり評価してあげないとかわいそうじゃないんですか。

佐貫企画課行革推進係長 その場合は、そのゼロの下に評価というところがあり、これができないとすることもできるので、ちょっとその辺も考慮すべきであったかなと思っています。

吉永美子委員長 ほかにありますか。「なし」と呼ぶ者あり) ないようですが、まだ帰ってこられるのが無理ですかね。じゃあ、暫時休憩します。

午前 11 時 47 分 休憩

午前 11 時 53 分 再開

吉永美子委員長 休憩を閉じて民生福祉常任委員会を再開します。これから休憩取りまして、再開を午後 1 時から、13 時から始めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。一旦休憩に入ります。

午前 11 時 55 分 休憩

午後 1 時 再開

吉永美子委員長 それでは休憩を閉じて民生福祉常任委員会を再開します。午後の最初は議案第 92 号平成 29 年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第 1 回）について審査をします。それでは執行部からの説明をお願いします。

河合病院事業管理者 今回は、産科の支援事業の補助金や眼科の手術器具を整えることなどのために補正をしています。よろしくお願いいたします。

藤本病院局総務課主査 それでは、議案第 92 号平成 29 年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第 1 回）について説明します。まず 1 ページ目を

御覧ください。このたびの補正の内容は、産科医等確保支援事業補助金の見込額の確定に伴う増額補正と、眼科関係の医療器械等購入に伴う所要の補正です。補正第2条から第5条までの詳細については後ほどのページで詳しく説明します。

次に2、3ページ目を飛ばして、4ページ目を御覧ください。これは、平成29年度の予定キャッシュ・フロー計算書ですが、平成29年度当初予算では、平成28年度決算見込みから算出した1年間の予定キャッシュ・フロー計算書を掲載していましたが、今回は、平成28年度決算及び今回の補正内容を反映させたものとなっています。その結果、現金預金の期末残高見込みは、1億3,528万9,000円となりました。

次に5、6ページを御覧ください。これは、平成29年度末現在の予定貸借対照表です。これについても、平成28年度決算及び今回の補正内容を反映させたものとなっています。貸借対照表からは資金不足額を計算することができるのですが、流動資産の合計から、流動負債から企業債を控除したものを差し引くのですが、今年度は3,328万5,000円の資産超過となり、資金不足は発生していません。

次に7ページ目を御覧ください。これは重要な会計方針に係る事項に関する注記ですが、当初予算と変更はありません。

次に隣の8ページ目を御覧ください。これは、平成29年度の予定損益計算書ですが、当初予算掲載時との違いは、今回の補正予算第3条の医業外収益の増額補正分103万円と平成28年度決算の確定に伴う前年度繰越欠損金を反映させ、当年度未処理欠損金に変更となっているところです。現時点では、減価償却費の影響で1億7,812万2,000円の医業損失が発生していますが、医業外収支を含めた経常収支を見ると434万2,000円の経常利益となり、特別損益を勘案した当年度純損益についても235万2,000円の純利益を見込んでいます。その結果、年度末累積欠損金は34億3,980万円となりました。

最後に9ページ目の平成29年度山陽小野田市病院事業会計収入支出予定額調補正（第1回）を御覧ください。これが、今回補正する内容の詳細となりますが、まず、補正第3条関係として、収益的収支の収入の補正です。これは、当初予算では補助金の対象件数を261件と想定していましたが、今年4月から山口労災病院が分べんの取扱いを休止したこと、7月から産婦人科医が1名増となったこと等で平成29年度見込件数が364件に増えたことにより増額補正を行うものです。当該補助金は、補助率2分の1で1件当たりの補助額が1万円ですので、103

件分103万円を増額し、補正後の4目補助金の予算額を364万円としました。

次に補正第4条関係として、資本的収支の収入及び支出の補正です。これは、来年4月から眼科において白内障治療を行うための医療器械等の購入に伴う所要の補正です。支出総額5,800万円の補正となりますが、内訳は1節医療機器分として5,771万5,000円、2節備品分として28万5,000円となります。それに対し、1節医療器械分については企業債の対象となることから、収入として5,770万円の企業債の増額補正を計上しました。

その結果、1ページに戻りますが、補正後の第3条・病院事業収益の予算総額は42億2,097万7,000円、第4条・資本的収入の予算総額は2億3,970万6,000円、資本的支出の予算総額は6億568万円となりました。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する3億6,597万4,000円は、損益勘定留保資金等で補填するものとします。また、これらの補正に伴い、第2条の業務の予定量、器械及び備品費を5,800万円増額して1億2,800万円としました。第5条の企業債の限度額も5,770万円増額して、1億1,270万円としました。

吉永美子委員長 それでは皆様からの質疑を受けていきたいと思えます。まず1、2ページですね。総則から企業債まで。

杉本保喜委員 眼科の機器を購入ということですが、白内障手術が実施できる形にもっていくということですよ。これのきっかけは何ですか。

岡原病院局総務課長 白内障の手術については、以前から利用者の方々には要望が多いところでしたが、常勤の眼科医がこれまではいなかったというところで、手術は行っていませんでした。一昨年から常勤の医師が就いていたのですが、1名ではなかなか手術の体制が整いませんで、これはずっと継続してできないものかと考えていました。以前申し上げましたが、私どもの経営状況を外部のコンサルにお願いして、いろいろ経営分析などしてもらったときに、この眼科の治療に関しては、市内での完治率、完結率が低いということもあり、私どもで取り込む価値があるのではないかとアドバイスも頂きましたので、大学とも相談しながら、医師の派遣などお願いできないかと進めていたわけですが、手術に関して大

学からの派遣もお願いできそうだとということになり、白内障の手術に取り組んでいこうということになったところです。

杉本保喜委員 労災病院もやっていると思うんですけど、その辺りは特に問題ないですかね。

堀川病院局事務部長 労災病院は、白内障の手術は行っていません。

河合病院事業管理者 この手術は今のところ市内では開業の先生が少しやっているだけで、市民ニーズの7%ぐらいしかこなせていないといいますか、市民病院も労災病院も日赤もやっていませんし、もちろん労災病院にも常勤はいませんので、今常勤がいるのは市民病院だけですから、何とか大学も常勤がいるところで手術しようということになりましたので。実は10年ちょっと前ぐらいまでは手術をやっていたんですが、今開業している先生がやっていたんですが、全く時代も変わって、手術道具も変わっていますので、新しくしなければならないというところです。

大井淳一郎委員 このたび器械が購入されるということですが、白内障だけ対応ということですか、緑内障は対応できないんですか。

堀川病院局事務部長 このたび山大といろいろ協議する中で、まず白内障ということで今回白内障に関する機器を購入します。今後についてはちょっとまだそこまで行っていませんし、時期については4月からですが、やはり医師の人数等の関係があります。私どもは4月からという形をお願いして、今回こういうような機器を購入する形で山大と合意したところです。緑内障についてはまだ考えていません。

河合病院事業管理者 緑内障の手術は非常に難しく、必ずしも成功率が高くないんですね。ですから、緑内障の場合は山大に紹介したほうが無難であると。白内障はガラスを入れ替えるだけですから、割合短時間で、局所麻酔だけでいけるということで、1日で二、三人はこなすことができます。しかし、緑内障はほとんど治りにくい状態ですから、あまり早くから緑内障には手を出しにくいところです。

大井淳一郎委員 今回これによってスタッフ、人員体制で先ほども説明があっ

たところですが、現在の常勤の医師に加えて、大学病院から医師の招へいが見込めるということですが、大体何人ぐらいあと招へいをお願いしたいと考えていますか。

堀川病院局事務部長 今回、手術は1週間に1日と決めています。これは延べで言えば何人になるかはちょっとその辺についてははっきり決まっていますが、一応週に1日を手術の日と調整しているところです。

吉永美子委員長 3、4ページ。

山田伸幸副委員長 4ページのキャッシュ・フロー計算書で、未収入金が増加しているんですね。これは通常の増加額と取っていいですか。

藤本病院局総務課主査 未収入金については通常の増加額の範囲内と考えています。

山田伸幸副委員長 この部分については、翌月若しくは翌々月にはこれは解消できるということですね。

藤本病院局総務課主査 そのとおりです。

吉永美子委員長 次の5、6ページ貸借対照表。

山田伸幸副委員長 先ほどの説明で流動資産から流動負債を引く計算では、これはプラスという発言だったと思うんですが、ぱっと計算してみるとプラスにならないんですけど、これはどういうことですか。

藤本病院局総務課主査 流動資産については、5ページ目の流動資産合計7億5,300万余り、それから流動負債の合計が10億8,200万ですが、先ほど説明したように資金不足を計算するに当たっては、企業債3億6,100万円を控除します。ということで、トータル資産超過ですから資金不足を発生しません。そういった計算になっています。

山田伸幸副委員長 企業債は控除されるというけど、これは負債に変わりはないですね。

和氣病院局総務課主幹 国から資金不足を計算する際には、企業債を除いて計算すると通知が出ていますので、このような形での計算になります。

矢田松夫委員 未収金のところですが、昨年と比較すると少し増えたような気がするんですが、これは全く回収ができない未収金ですか。

藤本病院局総務課主査 中身について詳細なものは持っていないんですが、ほとんどの未収金については翌年度の早い時期に回収できるものです。ほとんどは診療報酬、国保連合会、社会保険診療報酬支払基金からの診療報酬が主なものです。

大井淳一郎委員 先ほどの質問との関連ですけど、そもそも公会計へ移行するに当たっての変更点の中に、従来は企業債というのは歳入の部だったけど、今度からは流動負債に回される関係上、今度からは公会計に移行した後は、はっきり財政の状況が示されるということですが、先ほどの説明によると国の指導でのけてもいいということで、普通の会社では考えられないような特別な取扱いがされているんですが、そこに至る経緯というか、そういう説明がされた理由についてお答えください。

和氣病院局総務課主幹 これについては総務省から示されたものがあるんですが、今ちょっと手元に資料がありませんので、具体的ないつ、どのように出されたというのはちょっとお答えしかねるんですが、その中で企業債の償還金については除くと定められています。

大井淳一郎委員 今の説明の文章を今日じゃなくていいので、後で資料として提出を。委員長から求めてもらえますか。

吉永美子委員長 資料の提出ですね。後日、所管事務調査を病院の関係でしますので、そのときには出してもらえるようお願いします。

矢田松夫委員 診療報酬以外の未収金は幾らですか。

藤本病院局総務課主査 例えば国、県の支出金は、一般会計では通常出納閉鎖があり、4月、5月に入金されますけども、私どもの公会計は3月31

日に締めますので、入ってこないものは一時的に未収金に計上します。そういったものです。

山根病院局医事課長 窓口での未収金についての報告です。新病院に変わった後の窓口での未収金、単年度の積み増し金といいますか、1年ごと幾らずつ積み上がっているかということですが、新年度になってからは2年ですが、平均100万円程度の未収金が発生しています。

吉永美子委員長 それでは次の注記、特に説明ありませんでしたけど。

山田伸幸副委員長 以前産業建設にいたときに、工業用水道事業会計に対する返済が非常に問題になっていて、ようやく返済が始まったかなと思ってはいるんですけど、4か年ですか、返済するということになっているんですが、随分前からの課題となっていたと思うんですけど、これに対する利息は何パーセントで支払をされているんですか。

堀川病院局事務部長 利率については0.4%で工水はやっています。ちなみに29年度償還額は6,600万、それに対する利子は132万、合わせて6,732万円の元利償還金を工水に返還します。

大井淳一郎委員 その下にある一般会計の長期借入金残高の状況、30年に返済予定ということですが、これはどういったものですか。

藤本病院局総務課主査 上に書いてある工水と同様に長期借入金ということで、一般会計から借りたものを、毎年返しているものです。同様の種類のものです。

大井淳一郎委員 この金額だけではなくて、もうちょっと借りていたんですかね。どういった経緯で借りたのかについて。

堀川病院局事務部長 その当時、最初に償還が始まったのが21年度です。一般会計から1億7,000万借りました。また工水からも同様に金額は3億5,000万、それ以外に県から許可を頂いた特例債を発行しました。そのような中、市全体で病院の負債について対応しようとなりました。もちろん病院も小野田市民病院の留保財源、そういうものもはき出して

います。それらの結果、今回一般会計には2,166万円、利息は2万6,008円ということで粛々と返還しているところです。最終的には一般会計については30年度、工水については33年度で返却予定となっています。

吉永美子委員長 次の8ページ。

山田伸幸副委員長 今年度末には経常利益が計上できるという計算になっているんですが、もともとは減価償却が大きな足かせになっていたと思うんですけど、これが黒字化できた要因というか、どこの数字が大きいと考えているんですか。

藤本病院局総務課主査 先ほど指摘があったように医業収支、本業のもうけです。減価償却は毎年4億8,000万、前は5,000万から8,000万ぐらいですが、これが当面続くということで、なかなか医業利益になるのは難しいとは思いますが、ただ医業外収益については他会計補助金、これは一般会計からの繰入金ですが、それと長期前受金、これは前年度以前に長期前受金として負債計上したものを、毎年減価償却見合い分だけ収益として収入に入れるものですが、こういったものが多いのと、あと資本費繰入収益、これは一般会計繰入金の中の医療機器相当分です。これについても大体1億円前後あるということで、そういったのを全部含めまして経常利益を計上できるという内容になっています。

堀川病院局事務部長 補足説明しますと、当初予算で入院患者185人を目標とすると。当初については黒字の予算を組んでいるわけですが、具体的には後ほどこの3か月についても収支と入院数、外来者数の説明をしますが、入院患者が上半期大変多かったというのが、このような数字に表れているのではないかと考えています。

吉永美子委員長 それでは最後の参考として資料が付いています。9ページ。それでは、議案第92号について質疑を閉じたいと思います。討論を受けたいと思います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは採決に入ります。議案第92号平成29年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第1回）について賛成の委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

吉永美子委員長 全員賛成で議案第92号は可決すべきものと決しました。では続いて患者数等の動向について説明をお願いします。

藤本病院局総務課主査 それでは引き続き、患者数と資金繰りの報告をします。今回は平成29年8月から平成29年10月までの3か月間分の内容となります。

患者数等の動向の8月です。1ページ目「平成29年度患者数等の動向（H29.8月分）」を御覧ください。入院患者数が5,756人、1日平均で185.7人、病床の稼働率は86.4%で平均在院日数は14日となっています。外来患者数は8,894人で1日平均が404.3人となっています。医業収益は、入院・外来合わせて2億8,891万9,000円となっています。医業費用は、職員給与費以下減価償却費等までで合計3億1,085万2,000円となっています。

次に9月です。2ページ目を御覧ください。入院患者数が5,234人、1日平均で174.5人、病床の稼働率は81.1%で平均在院日数は13.6日となっています。外来患者数は8,145人で1日平均が407.3人となっています。医業収益は、入院外来合わせて2億8,370万9,000円となっています。医業費用は、職員給与費以下減価償却費等までで合計3億2,068万8,000円となっています。

最後に10月です。3ページ目を御覧ください。入院患者数が5,243人、1日平均で169.1人、病床の稼働率は78.7%で平均在院日数は13.6日となっています。外来患者数は8,456人で1日平均が402.7人となっています。医業収益は、入院外来合わせて2億5,975万1,000円となっています。医業費用は、職員給与費以下減価償却費等までで合計2億9,582万6,000円となっています。

そのまま3ページを御覧ください。縦の累計（A）列は平成29年4月から10月までの7か月間の累計の状況ですが、表の一番右端の対予算比は、1日平均の入院・外来患者数は、平成29年度当初予算額等（B）に対する累計（A）の割合、入院患者数以下の項目は、平成29年度当初予算額等（B）に対する累計（A）の到達率、予算執行率、いわゆる進捗率を示しています。そして10月までの参考進捗率は58.3%で

す。

入院患者は、1日平均患者数、患者数の累計ともにほぼ当初予算どおりであり、全体としておおむね順調に推移しているといえます。昨年のこの時期は、当初予算を4%ほど下回っていましたが、今年度は手術件数の増加などが影響しているものと考えています。

ただ、外来患者は、1日平均患者数は当初予算に比べ6.2%の減少、患者数の累計についても同2.6%の減少となっています。外来患者は、昨年同時期よりはやや改善されていますが、やはり引き続き薬の長期投与による受診回数の減少などが影響しているものと考えています。

医業収益について見ると、入院収益は患者数もおおむね当初予算並みであることから、収益についてもおおむね当初予算どおりに推移しています。しかし、外来収益は患者数が伸び悩んでいることから、当初予算に比べやや収益減となっています。なお、収益合計(A)トータル収益では当初予算に比べおよそ1.2%の収益減となっています。

医業費用は、材料費が当初予算に比べやや執行超過となっていますが、これは、手術件数の増加に伴う、薬品費や手術材料費の増が原因です。経費ほかは、徹底した在庫管理などによりおおむね当初予算どおりに執行されています。その結果費用合計(B)トータル費用は、52.7%の執行率となっています。

次に、資金繰りの状況です。4ページ目「平成29年度資金繰表」を御覧ください。

それではまず8月の収入からですが、8月で最も大きいものは医業収益です。社保や国保からの診療報酬は2か月遅れで入金されるため、これは平成29年6月分の保険者からの診療報酬が多くを占めています。その他収入が7月に比べ67万円余り多いのは、医業収益の増加に伴う仮受消費税が増えたためです。次に支出については、人件費は7月に比べ横ばい、物件費は467万円余り増えていますが、主には委託料の増が原因で、この月に経営コンサルティング会社に委託料を支払ったためです。建設改良費では、Medi-Bank がん登録のためのソフトウェアを購入しました。預り金支出が7月に比べ1,390万円ほど少ないのは、7月は6月の賞与に伴う所得税などを支払ったためです。8月の一時借入金については、1億5,000万円を返済しましたが、月末支払のための資金繰りと9月1日の企業債の支払のために3億円を借り入れ、8月末現在の一時借入金残高は、3億円となり、その結果、2億6,566万円を9月に繰り越すことになりました。

次に9月の収入ですが、主なものは8月と同じく医業収益ですが、やや増加しているのは、7月の入院に係る保険者の診療報酬が多かったためです。また前月繰越金が多いのは、8月のところでも説明したように、9月1日に返済する企業債の財源として8月末に一時借入れを行い、そのまま9月に繰り越したためです。支出については、8月に比べ人件費がやや増加していますが、これは9月末に1年に1度の共済追加費用2,277万円余りを支払ったためです。建設改良費では、DMAT用資機材庫建設に係る設計委託料を支払いました。また、9月は1日と25日の2回、企業債の償還を行いました。償還額は元利合計で2億1,257万8,000円余り、ほかに四半期に一度の一時借入金利息として61万8,000円余りを支払いました。その他支出が多いのは、透析看護認定看護師の東京研修に係る旅費の前払いがあったためです。9月の一時借入金については、1億9,000万円を返済しましたが、月末の資金繰りのため1億9,000万円同額を借り入れ、9月末現在の一時借入金残高は、8月と同額の3億円となり、その結果、7,971万円を10月に繰り越すことになりました。

最後に10月の収入の主なものは医業収益ですが、予防接種や健診料は増えていますが、入院の診療報酬が減っているため9月に比べやや減少しています。その他収入が増えているのは、予防接種や嘱託医料等の課税収益の増加に伴う仮受消費税が増えたためです。支出については、例月に比べ人件費がやや増えていますが、これは、看護師2名の退職金を支払ったためです。物件費については、光熱水費は減ったものの、委託料、これは半年に一度の保守委託料の支払等があり、これや修繕料が多かったため、結果的に360万円ほどの増加となりました。預り金支出は、9月末の健康保険料の支払が休日の関係で10月にずれ込んだため、その分増加しました。その他支出については、年度末までに3回ある平成29年度消費税中間支払の第1回として286万円余りを支払いました。10月の一時借入金については、2億2,000万円を返済しましたが、月末の資金繰りのため1億9,000万円を借り入れ、10月末現在の一時借入金残高は、2億7,000万円となり、その結果、7,710万5,000円を11月に繰り越すことになりました。

岡原病院局総務課長 それでは市民病院経営会議、9月から11月までの開催状況について報告します。

資料5ページを御覧ください。主な協議内容は資料のとおりです。ま

ず、病床稼働率とその傾向についてです。先ほどの月間報告のとおり、8月までは高い水準で推移していましたが、9月以降は減少し、10月平均は80%を切る状況でした。しかし11月には90%を超える日があるなど増加傾向に転じています。患者が病院を選ぶ基準として、職員の接遇や開業医との連携が重要な要素と捉えて、稼働率85%を目標に、患者増につながるよう努力をしていくことを確認しました。

次に、医療材料の共同購買についてです。10月から民間の共同購買調達代行サービスに加入し、病院で使用している医療材料を、代行業者が扱う標準品に切り替えることで費用の削減を図ることとしました。医療材料を取り扱う各部門の意見を尊重しつつ可能な範囲で標準品を採用します。

次に、特色ある病院運営についてです。市民病院の特色としては腎・透析センター、産婦人科が挙げられます。これらを更に充実させていくとともに、新たな強み、魅力として、患者からの要望の多い眼科の手術に取り組むことを協議されました。詳しくは先ほど補正予算で説明したとおりです。

次に災害発生を想定した施設の改良についてです。地震等の災害を想定して、患者の安全確保、事業の継続のため、施設の中で改良すべき点を協議しています。透析業務を維持するための給水ルートの確保等に取り組むこととしています。

また、その他報告事項として、山口県地域医療構想調整会議の報告、在宅療養後方支援の現状、医療収益の推移などの報告がありました。

吉永美子委員長 患者数等の動向について、これは聞いておきたいということがあれば挙手をお願いします。

山田伸幸副委員長 入院は目標をほぼ達成するということですが、外来が若干少ないと思っているんですが、これはどのように今後取組をされようとしているんですか。

堀川病院局事務部長 外来患者が入院されたという相関関係もあると思います。また先ほど経営会議の報告の中にもありましたように、接遇関係、例えば待ち時間が長いと言われることもあります。それを長いと思わせないような形で対応するという話も協議の中で出ています。そういうような形でやっていきたいと思っています。

吉永美子委員長 次の資金繰り表はよろしいですか。

大井淳一郎委員 一時借入れのところで何億返して何億借りてと、普通の会社では考えられないような感じですけど、この一時借入れを返済と借入れを繰り返すというのは決してよくはないと思うんですが、こういったことはコンサルとか指摘があったのか。そしてこれをどうやって解消していくのか、こういう状況についてどう思われていますか。

堀川病院局事務部長 これは当座借越といまして、その日その日の資金、1週間後の資金、2週間後の資金の調達を、決裁で当座借越ということをして、無駄なお金は借りないということを前提に、お金が余れば少しでも返していくと、これは山口銀行とそういう形で当座借越の契約をしています。なるべく無駄な借入利息を省くということで、逆にこれで効率的な運営をやっているつもりです。担当も今年特に力を入れて、なるべく一時借入利息を減らしたいということで頑張っているところです。

吉永美子委員長 最後5ページ。

松尾数則委員 病院が新しくできて初めての民福での質問ですけど、出来上がったときに病院が新しくなれば入院患者も増える、外来患者も増えるという認識で説明を受けていると。入院患者は順調ではあるが、外来患者についてはまだまだというところがあって、いろいろな形の説明も受けたんですが、ただ地域のいろいろな開業医との連携というところも踏まえて、その辺の話を是非とも聞きたいなと思っているんですが。

河合病院事業管理者 基本的に前方の支援病院は労災病院がやっていますので、私どもはむしろ後方支援病院という形で亡くなる前の厳しい患者を開業の先生が病院と話をしていて、もし希望があればいつでも引き取るという形で連携は労災病院を含めて、市民病院と開業の先生とうまいことしていると思うんですが、その中に日赤病院も入ってきますが、今のところこの連携は比較的スムーズにいつていると思っています。

松尾数則委員 開業医の病院の患者数が思わしくないという話で、その辺のところは開業医とタイアップして、開業医の方から患者を増やすというよ

うなことも考えていないかなという話ですけれど。

河合病院事業管理者 外来の患者数については、心配をお掛けしまして申し訳ないんですが、今患者も賢くなられて、従来3日分とか1週間分とか2週間分とかいう薬はできるだけ1か月にしてくれ、3か月にしてくれという形になりまして、同じ患者を多分平均して少なくとも1か月は出していると思います。そうすると、当然延べ患者数は減ってくるんですが、実患者数を調べてみたんですが、実患者数は余り変わっていないんですよ。要するに回数が減っているというだけなんで、開業の先生のパターンとはちょっと違って、1か月払いとか、痛風などによっては3か月投与とかいうのがありますから、3か月に1回来られるだけということになりますと、延べ6人というのが延べ1人になってしまうというところもあるので、外来患者が一番多かったのが東日本大震災の際に薬の長期投与はいけないというお触れが生まれて、そのときが最も外来の患者が多かったということがあるんです。ですから、今は院外薬局でもらう回数をできるだけ減らそうということで、可能ならばできるだけ長期の薬で在院回数を減らそうというのが患者側の知恵かもしれないと思っていますので、それと開業の先生との連携は非常に重要ですが、結構紹介はされているんですが、もともとは紹介元に返すというのが原則でして、ずっとここで余り引き止めないといいますか、民業圧迫をしないということも市民病院の役割の一つではないかと思っています。

大井淳一郎委員 特色ある病院経営ということで腎・透析、産科、眼科と言われましたが、最近緩和ケア外来を始められました。今後は終末期にも力を入れていくということですか。それともニーズがあるので、取りあえず始めているということですか。

河合病院事業管理者 麻酔科医が3人いますから、終末期もターミナルの治療もできるんですが、終末期の治療をあえてやるということは決して申し上げていないんですが、今開業の先生が在宅の患者を診ている。在宅でどうしても困られた場合には、後方支援病院という形で市民病院と話を付けて、もし患者が希望されたら市民病院が必ずその患者は引き受けるというのが後方支援病院ですが、その後方支援病院を担当しているところなんです。

大井淳一郎委員 緩和ケア外来を始めたんじゃないですかね、最近。

河合病院事業管理者 緩和ケアをやる能力は持っていますが、緩和ケア外来という表現もしたかな…もともと麻酔科医が3人いまして、その中の二人が非常に緩和ケアに関心を持っていますので、能力はありましたので、いつでもできると思っていました、あえて緩和ケアを標ぼうしたということはちょっと失念していました。

和氣病院局総務課主幹 質問があったのは広報に載せているものです。あと病院に置いている病院だよりも同じものは載っているのですが、麻酔科の医師が緩和ケアということで、紹介された患者様に対して処置をされるというもので、外来診療としてそういったものを標ぼうしているというわけではありません。

杉本保喜委員 主な協議内容のところに医療材料の共同購買というのがあるんですけど、これは具体的には薬剤等をいうんですか、それともどういふものを問題としているんですか。

藤本病院局総務課主査 それでは共同購買について少し説明します。当院ではメッカルGPOという共同購買サービスに加入しまして、これは医療機関を会員とする医療材料の共同購買調達代行業務のことで、2016年、平成28年から始まった新しい共同購買システムのことです。仕組みとしては、まず、メッカルGPO内の標準品検討委員会で医療機器メーカーからの提案、プロポーザルですね、これを受けたものを基に標準品を選定します。これらの標準品を地域のパートナーディーラーが医療機関に購入を働き掛け、その標準品を採用した医療機関は、このパートナーディーラーから購入することになります。共同購入のメリットは、何と言っても大量購入により一般的な価格に比べ非常に安価に購入できること、それと標準品の選定に当たってはいわゆる一流品を汎用品よりも安価に提供できることにより採用医療機関が安心して使用することができるというメリットがあります。もちろん各医療機関の事情もあるでしょうから、標準品が全てその医療機関が必要としている規格を満たしているわけではありませんので、必要なものだけ購入すればいいわけで、それにより経費の削減が行われれば病院にとっても十分メリットがあると言えます。

平成29年11月13日現在のメッカルGPOの会員数は全国の公立、私立病院など合わせて80病院となっていて、また、標準品の数は89品目に上っています。当院においても、10月から標準品に切り替えられるものから随時切り替えています。また、今後も会員数、標準品の品目も増えていくことが予想されることから、ますます共同購入のメリットが実感できると期待しています。加えて、このメッカルGPOに参加することにより、当該企業が保有しているベンチマークデータを自由に閲覧できるため、標準品以外で現在当院で購入している医療材料の価格交渉にも役立てていくことができると考えています。（「具体的に」と呼ぶ者あり）医薬材料は数限りなくありますが、例えば吸引カテーテルとか手袋とかネット包帯、ガーゼ、マスク、防水シート等々あります。

吉永美子委員長 この経営会議についてはここにあるように1か月に2回開いていかれて、これからも報告受けるので、また随時受けていきたいと思いますが、今どうしても聞きたいことがありますか。

杉本保喜委員 メッカルGPOに県内の病院が何箇所ぐらい入っているんですか。

藤本病院局総務課主査 山口県内では当院のみです。

山田伸幸副委員長 この経営会議の中身を職員に徹底するというのが経営意識の醸成につながるという指摘がこれまでされていたと思うんですが、これはどのような形を採っているのですか。

堀川病院局事務部長 それぞれの所属のところが出ていますので、具体的な内容についてまた下に下ろしているところです。

山田伸幸副委員長 ただ下ろしているというのではなくて、意識的な変化がそこでないと、せつかくの経営会議で話されたことが生きてこないと思うんですよね。ただ単に下ろすのではなくて、きちんと生かしていく、そういった努力がされているかということが一番問題だと思うんですが、いかがですか。

岡原病院局総務課長 病院を挙げてそういった改革の意識が持っているかとい

うところですが、これは私ども事務職に限らず、医師も看護師もその他の医療部門の職員に関しても非常にこういったコスト意識も持っていますし、費用をどうやったら節約できるかというのを一人一人それぞれの立場で考えていますので、事務にもこういうことをしたらコストが取れるだろうかというのを一人一人尋ねてくるような状況です。なので、申しましたように病院を挙げて経営改革に取り組むという姿勢ではちゃんとできていると考えています。

吉永美子委員長 それでは病院の関係はこれで終わりたいと思いますので、職員の入れ替わりがありますので、次は14時10分から始めたいと思います。休憩します。

午後2時5分 休憩

午後2時10分 再開

吉永美子委員長 それでは、休憩を閉じて、民生福祉常任委員会を再開します。午前中の引き続きで、議案第101号山陽小野田市中央福祉センターの指定管理者の指定について、審査の続きを行いたいと思います。

池田社会福祉課課長補佐 午前中に大井委員から質問があった修繕のリスク分担について実績の報告をします。まず、市側の修繕ですが、28年度について実績はありません。27年度については、入浴用ガス給湯器設置工事が166万1,000円、この1件ですね。その前の26年度については、エレベーターリニューアル工事の金額がちょっと大きくなりました、538万9,000円となっています。一方、委託先の社会福祉協議会ですが、まずは昨年度については13件、82万5,755円、これが総額です。この内訳は報告にありませんでしたので、社会福祉協議会に資料供与をお願いして出してもらったんですが、この中で10万を超え、20万未満の工事について4件ほどありました。次に、平成27年ですが、内訳がないんですが、12件で53万4,074円、これが実績となっています。

大井淳一郎委員 リスク分担の考え方ですが、ほかを見ると10万になっているということで確認したいんですが、中央福祉センターだけが50万で、

あとは10万を超えるというふうに、だから50万を超えたら市がやるけどというところがありますよね、リスク分担。ほかは10万だけど、ここだけが50万になっているという現状について、まず確認したいと思います。

池田社会福祉課課長補佐 この50万という金額ですが、平成18年度以降、社会福祉協議会に指定管理でお願いしている当初から50万という金額の設定となっています。これについては、ちょっと午前中帰ってから、いろいろと資料等当たったんですが、なぜ50万かという資料までは至りませんでした。当時のいろいろな職員等に話を聞いたところによると、施設の規模が大きいというのが第1点、それと、お風呂が併設されているということと、空調が温水を回したりとか水を回したりということによって集中管理する方式ですので、水回りが結構大きいところがあって、これについては修繕が出た場合には、ある程度の金額を要するというのを勘案して50万という設定になったのではないかと推察されます。

大井淳一郎委員 今回の議案は指定管理者の指定にとどまりますので、これは直接は審議の対象ではないんですが、このリスク分担については、ほかとの関連もありますので、リスク分担については50万で本当にいいのかについてはいま一度再考を求めたいと思います。

吉永美子委員長 同じように大きい施設となりますと、例えば、お風呂があるとかだったら、きらら交流館だって一緒ですよ。新しい建物ではあっても、やっぱりそういうふうに大きさでは決してこの中央福祉センターだけが大きいわけではないというところがあって、企画課には申し上げましたけど、やっぱりきちんと調べてもらいたいというのは、担当委員会としては要望するところです。

池田社会福祉課課長補佐 いろいろ指摘のあった要望等について、勘案しながら、今後も適正な指定管理ができるように努めていきたいと思います。

大井淳一郎委員 このリスク分担について検討されて、その結果についてはどこかの機会でも報告を求めたいと思います。

佐貫企画課行革推進係長 リスク分担の修繕についてですが、施設を更新する

ごとに毎回検討しています。基本的には10万円というのがある程度の基準というか、そういうところが多くなっているんですが、場所によっては3万円のところや、修繕のこういう内容の場合は市、こういう内容の場合は指定管理者という区分けをしているところもあります。それが全ての施設ごとに、毎回どういう修繕の在り方がいいかというところを考えて、リスク分担表の設定をしていますので、10万円というのはいくまでも多いというだけで、全てが10万円になっているわけではありません。なので、毎回その指定管理の更新ごとに検討していきたいと考えています。

吉永美子委員長 指定管理する建物について修繕費は10万円が基本となっていることは事実ですよ、あとの部分が3万円だったり、50万円だったりとか、その建物によって変わってきていて、基本が10万円になっているんでしょう、違いますか。

佐貫企画課行革推進係長 そうですね、市で策定している指定管理者のマニュアルで、例として10万円としていますので、基本的には10万円というのが多いと考えています。

山田伸幸副委員長 先ほど、イベントのことで発言しましたが、やっぱりコメント欄にもあるんですが、社協独自のいろんな講座はあります。私も何個か知っているんですけど、このコメント欄に集客増加のためのイベントの開催が少なかったというふうに書かれていますが、やはり福祉センターでいろんなイベントをやること自体が非常に難しい環境にあるんじゃないかなと思うんですが、こういう評価はずっとされるということですか。

桑原社会福祉課地域福祉係長 評価表の中の事業実施の、講座やイベントは満足できる内容であったかというところの指摘だと思います。こちらについては、当然、社協で行っている講座等を把握しています。それに基づいて、中央福祉センターは、指摘のとおり駐車場も少ないので、大規模なイベントというのはなかなか難しいとは思っています。ですが、講座とかもこちらで開きながら集客された場合には、当然、評価の対象にすることになりますので、そこはこれからの実施状況も把握しながら評価に努めていきたいと思っています。

山田伸幸副委員長 イベントを求めているわけでしょ、こういう事業実施の項目で。だから、先ほどから、あそこの福祉センターという会場が、集客のためのイベントを開催すること自体が、非常に困難ではないかということを行っているんですよね。どうしても、あそこでイベントをやりなさいという指導をし続けるということになるんですけど、その点どうですか。

池田社会福祉課課長補佐 このイベントについてですが、大規模なイベントというのではなくて、この施設に応じた小規模なイベントを数多く打ってもらうとか、そういう建物の性質とか、あと駐車場が手狭ということをお案した上で、いろいろと実施できるものについて推進していってもらおうと考えて、そういう取組で今後はやっていきたいと考えています。

吉永美子委員長 ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なしと認めます。それでは採決を行います。議案第101号山陽小野田市中央福祉センターの指定管理者の指定について、賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

吉永美子委員長 全員賛成。議案第101号は可決すべきものと決しました。それでは、職員入替えのため、25分まで休憩します。

午後2時20分 休憩

午後2時25分 再開

吉永美子委員長 それでは、休憩を閉じて民生福祉常任委員会を再開します。それでは、議案第100号山陽小野田市斎場の指定管理者の指定について審査を行います。執行部からの説明をお願いします。

深井市民生活部次長 議案第100号は、山陽小野田市斎場の指定管理者の指定についてです。本市の公の施設である小野田斎場及び山陽斎場の指定管理者を有限会社北斗産業に指定することについて、地方自治法第244

条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。指定期間は、平成30年4月1日から新火葬場の供用開始の予定日の前日である平成31年6月30日までの1年3か月間としていて、指定管理料については、消費税込みで30年度は2,674万6,200円、31年度は670万1,400円となっています。これは一般会計補正予算の債務負担行為補正にも計上しているところです。なお、本来は公募が原則ですが、期間が1年3か月と短期であること、また、これまでの実績等を考慮して、指定管理者選定における単独指定の基準に基づき、今回は現行の指定管理者を単独指定したところです。審査は、公募委員2名を含む6名の委員により審査をしたところです。

湯淺環境課課長補佐 お配りしている資料の内容についてまず簡単に説明します。一番上に指定管理者評価表、これが、小野田斎場が最初に2枚、次に山陽斎場が2枚あります。それで、山陽斎場の評価表ですが、1枚めくって2ページ目の②の利用状況についてですが、備考欄の2行目、H27となっていますが、これはH28ですので、訂正します。指定管理表の次に、小野田・山陽斎場指定管理者選定委員会審査集計表を付けています。その次に募集要項、これが7ページほどあり、その後に山陽小野田市斎場指定管理仕様書を付けています。これが14ページほどあり、その14ページの後に審査基準表ですね、山陽小野田市斎場指定管理者審査基準表が2枚、A3です。その後ろに指定管理者選定における単独指定基準、その後ろに指定管理者指定申請書を添付しています。最初に戻り、指定管理者評価表ですが、小野田斎場、山陽斎場それぞれ評価表を付けていまして、まず小野田斎場の2ページ目、別の①ですが、こちらが人員配置です。別の②が利用状況について、この利用状況についての評価ですが、こちらは火葬ということで評価はできない、火葬の件数ということになっています。次の収入状況ですが、これは指定管理料となっています。これのみの収入ということで、評価は収入の増加を目標とはしていないということです。別の③収支状況、こちらはおおむね良好という判断をしています。この金額については、小野田、山陽斎場、両斎場の合計分を挙げています。北斗産業には、非常によくやっってもらっていて、築35年以上たっている火葬場ではありますが、特段支障もなく運営してもらっているところです。総合評価としては95点、山陽斎場についても同様の点数となっています。続きまして、審査集計表ですね、小野田、山陽斎場指定管理者選定委員会審査集計表ですが、公募

委員2名を募集して、3名募集のところ2名応募があり、市職員を含めた6名で11月14日に審査委員会を開いています。その中で、合計の平均が39.8点ということで、50点中の25点を満たしているということになりました。この中において異常値はありませんでした。募集についてですが、北斗産業を単独指定するということで、その審査基準表の後に付いている募集要項及び仕様書に基づいて申請書を提出してもらっています。その内容に基づいて11月14日に、委員6名で、北斗産業がプレゼンテーションされた後、質疑応答をされ、その後審査となりました。

吉永美子委員長　それでは、委員の質疑を受けたいと思いますが、この資料を基に、質疑を受けたほうがいいと思いますので、指定管理者評価表が、小野田斎場、山陽斎場あります。それと、審査集計表が付いています。ここまでで何か質疑はありますか。

杉本保喜委員　小野田と山陽を見たときに全く同じですね、評価も文言も、一字一句狂いなくとを感じるんですけど、どっかむしろ違っているところがあるんですかね。コメント欄にしても。

深井市民生活部次長　小野田斎場と山陽斎場については、同じ北斗産業にこれまで指定管理をしてもらっていますので、この北斗産業の業務について評価をしているということで内容が同じになっています。

杉本保喜委員　そうすると、それぞれ場所が違って、全く状況は同じという捉え方になるんですけど、もう一つ、例えばサービス向上のところで、接客態度はよいか、ここに文言としてコメントに、親類との最後のお別れという特殊な状況のため、利用者側の捉え方によるという言葉は何を言っているのかちょっと分からないんですけど、この辺りは業者はどういう気持ちでコメントを出しているのか、説明してください。

湯浅環境課課長補佐　北斗産業としては、どの方が来られても、同じように丁寧に対応はされていると認識しています。その中でも、やはり若干、会葬者の方々にそういったちょっとよくなかったという感じで捉えられる場合も、宗教上の観点からとかでも、全くないということではないと認識しています。

杉本保喜委員 何となく、言わんとすることは分かるんです。実は私もほかの地区の斎場に行ったときに、宗教上の違いとか、それから親戚縁者の状況の中で、この斎場の人たちに、もうそこまで構わんでもいいよということを書いたり、そこまであんたが何言うかねとかいうトラブルがあったというのも、私も目撃したことがある、ここじゃないんですけどね、ほかの斎場で。だから、そういう思いで利用者側の捉え方によると書いたんだろうと思うんですよね、ただ、しかし、コメントとしては、気持ち分かるけれど、もっと分かりやすいコメントの在り方があっていいんじゃないかなという、私の所見ですけど。

山田伸幸副委員長 審査集計表のところの第3項目、利用者対応サービス向上策等についてということで、ここで差があるんですよね、審査員によって、9点から最高14点満点まで、先ほどの審査のときに、1点と2点で、これは倍違うので、2点が集計から外されたということがあるんですけど、ここでいうと5点の差があっても外されずに正常値の範囲内という形で補正がされてないんですけど、ここで大きな差が出ている、5点の差が出ているというのは、何か原因等があるんですか、もし分かればお答えください。

古川副市長 私もこの審査に出ていたんですが、別段、特別な理由はなく、審査員の取り方によって変わっているということ以外のものはありません。

矢田松夫委員 先ほどの質問と関連するんですけど、両方に言えるんですけど、接客態度のところで、葬儀会社から以前身だしなみについてクレームが付いていたんですが、その後どうなったんですか。

深井市民生活部次長 北斗産業において研修等を重ねて、また市民あるいは葬儀屋ともいろいろ話をする中で、改善すべき点というのが見付かりましたら、そこを北斗産業の職員一同で共通認識を持って改善されているところですよ。

矢田松夫委員 よう意味が分からんですが。改善をされて、指定管理者の一つの評価に当たったと思うんですが、改善されていたのか、改善されていなかったのか、一番大事なところ、身だしなみですから。

深井市民生活部次長 私ども、全部の葬儀に立ち会ってはいませんので、実際に改善がどうだったのかというのは見てはいません。この目で確かめてはいませんが、そのような苦情があったということで、北斗産業の中でその身だしなみについても失礼のないようにと改善をされたという報告は受けています。

矢田松夫委員 だから、分からんにや分からんて言ってください。点検をしてなかったらしてなかったで、それでいいんです。北斗産業がしていただろうというんじゃないで、チェックはしてなかったというならそれでいいんですよ。ただ、私はそういう意見があったから、これまでの北斗産業のやり方についてはいけないですよという指摘があったから、その点はチェックされたか、してなかったのかと言うたら、してなかったらそれでいいですよ、ただ、気を付けてほしいということだけです。

吉永美子委員長 次の山陽小野田市斎場指定管理者応募要項及び審査基準表です、あと今言われた単独指定の基準、ここまで。

大井淳一郎委員 単独指定の基準ということで、このたび、恐らくこの2に従って、指定管理期間を終了し、制度を継続する施設、これに基づいて基準をされたということで、このたびが単独指定の2回目を使われるということですが、新火葬場において指定管理制度をもし導入した場合に、単独指定をもしすると3回目になるのか、それとも新斎場だからもうゼロにカウントされるんですかね、やっぱり将来のことも今考えておかないといけないと思うんですが、いかがですか。

深井市民生活部次長 新火葬場については、単独指定ではなくて公募しようと考えています。

吉永美子委員長 次の資料1から資料8まで。ないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。では、討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、採決します。議案第100号山陽小野田市斎場の指定管理者の指定について、賛成の委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

吉永美子委員長 全員賛成。議案第100号は、可決すべきものと決しました。
それでは、最後の閉会中の継続調査事項に入りますが、執行部は退室してください。

(執行部退室)

吉永美子委員長 それでは、皆様のお手元に配付されていると思います。平成30年の3月定例会前日まで継続して閉会中調査をする、その調査事項ですが、いかがですか。国民健康保険及び国民年金に関する事、介護保険に関する事、在宅介護者支援に関する事、保健衛生に関する事、保育所に関する事、病院経営に関する事、地域医療に関する事、在宅医療・介護連携について、人権男女共同参画に関する事、火葬場整備事業に関する事、空き家等の適正管理及び利活用について、子育て支援を中心に結婚や出産をしやすくなる環境整備に関する事となっていますが、これ以外にあれば、また、もう省いていいのではないかと、こういうものがあれば言ってください。

大井淳一郎委員 議案にもあった子育て総合支援センター、これは最後の子育て支援をうんぬんに関する事に含めていいんですか。というのが、やはり閉会中にどういう施設なのかを、今日も施設についてありましたので、これで対応できるのであれば、これでいじる必要はないと思います。

吉永美子委員長 これは結局、前委員会の分を踏襲する形で今見ているわけですが、前委員会でも子育て総合支援センターの建設するところ、前を見に行きましたので、それでいいと認識していますが、ほかにあれば言ってください。不足しているのではないかと、また、この部分についてはもう既にいいのではないかと、火葬場はまだこれからですので、当然省くわけにはいきませんね、よろしいですか。(「なし」と呼ぶ者あり)それでは、平成30年3月定例会前日まで、継続して閉会中調査をするこの調査事項について、閉会中の継続調査事項というものです。これについて賛成の委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

吉永美子委員長 全員賛成。この閉会中の継続調査事項の下に、これからも閉会中もしっかりと調査したいと思っています。それでは、これで民生福祉常任委員会を閉会します。

午後 2 時 4 7 分 散会

平成 2 9 年 1 2 月 7 日

民生福祉常任委員長 吉 永 美 子